

イラン土地制度史論 (1)

— マルヴダシト地方を中心に —

後 藤 晃

ケイワン・アブドリ*

目次

はじめに

一 イランの地主制と村落

- 1 地主的土地所有
- 2 アルバーブ・ライーヤト制
- 3 地主経営の成立と発展
- 4 地主経営農場の管理と経営

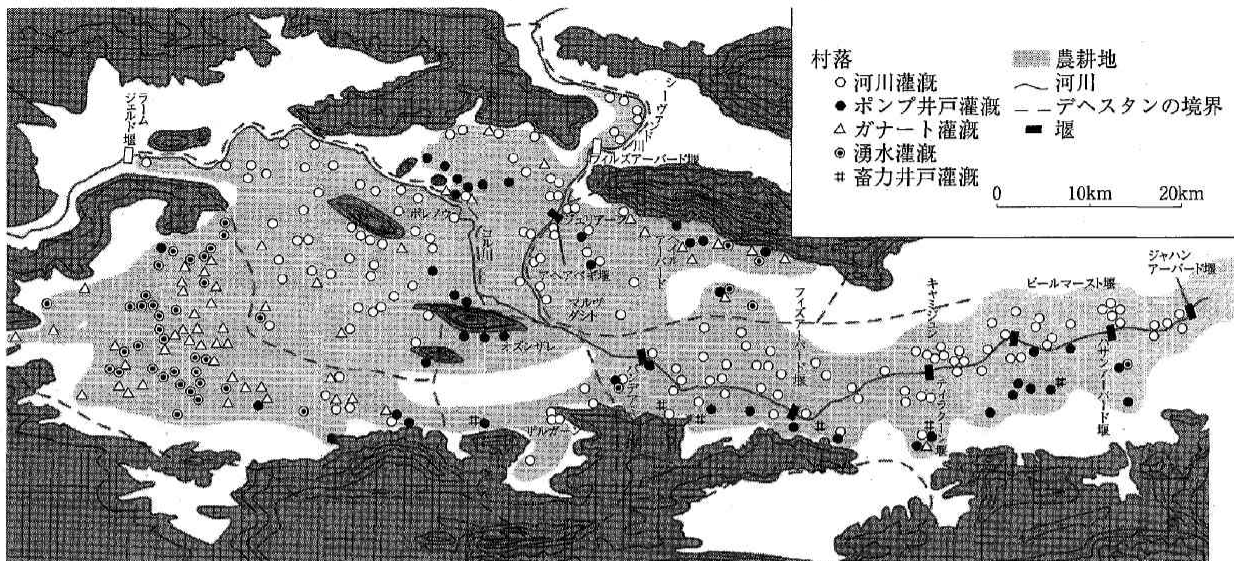
はじめに

イラン南部のファールス州にあるマルヴダシト地方はイラン有数のオアシス農業地帯である。この地方は、イラクとの国境から南東に伸びた幅 1000 km、長さ 3000 km に及ぶザーグロスの褶曲山地の南東、州都シーラーズの北 50 km に位置し、ここに灌漑農業を営むおよそ 200 の村がある¹。地理的特徴を示すと、年間降水量が 300 mm ほどの乾燥気候帯の三方を山に囲まれた広大な谷平野である。谷は長期にわたる浸食で埋まり、長さ 100 km 幅 10 ないし 20 数 km に及ぶ平野を形成している。谷平野の中央にはザーグロス山地の降雨を集めて流れる中規模河川、コル川が縦貫し、谷平野のほぼ中ほどで山を切って入り込むシーバンド川と合流して、さらに 50 km 下流で土漠の中の塩湖に消える。

この谷平野は、コル川の水と山際を流下する地下水を灌漑用水として利用する乾燥地の典型的なオアシス農業地帯である。コル川には 1000 年の歴史をもつ 6 つの堰があり、それぞれの堰からは分水路が引かれて、村々の耕地を灌漑してきた。しかし、1970 年初め川が谷平野に入る位置にダム（ドゥールードゥザン・ダム）が建設されてからは、川の水量がダムで調整されるようになり、またダムから灌漑を目的とした水路が建設されて、水利システムは大きく変わった。一方、山際を流下する地下水の利用には、イランに伝統的な灌漑施設であるカナートや、牛や馬によって揚水する畜力井戸（チャーガウ）が使われてきた。もっとも、これらの水利施設は 1960 年代以降に普及するポンプ揚水井戸によって徐々に代替され、現在ではほとんど利用されなくなっ

* 神奈川大学研究員

図 1 マルヴダシト地方のオアシス農業地帯 (1965 年)



(出所) イラン統計局『イラン村落統計総覧』(ペルシア語) テヘラン, 1970 年のファールス州の部より筆者作成

た。

この谷の一角, オアシスを一望できるところにアケメネス朝の神殿ペルセポリスの壮大な遺跡がある。この遺跡はアレキサンダー大王に破壊されたことで知られるが, この地方には古代ペルシアの時代に建設された堰の遺跡が近年まで残り, オアシス農業地帯としての長い歴史が確認されている。

1958 年, マルヴダシト地方に江上波男氏を団長とする東京大学東洋文化研究所の考古学の調査隊が入り, 5 年をかけて調査が実施された。また 1966 年には同研究所の大野盛雄氏によって発掘地点の近くにあるヘイラーバード村で農村調査が行われた。その後, 1972 年から 74 年にかけて同氏を団長に「地理学的な総合調査」が生まれ, ヘーラーバード村とこの村から 40 km 離れたポレノウ村の 2 つの村で, 地理学, 人類学, 言語学, 獣医学, 農業経済学の分野の研究者による延べ 10 ヶ月にわたる住み込み調査が実施された。さらに 1970 年後半から今日まで, 大野盛雄, 原隆一, 南里浩子の各氏や筆者たちによって断続的に調査が続けられ, これまでにモノグラフとして数多くまとめられてきた。今回, こうした研究蓄積をもとに, コル川流域の 40 年間の社会経済的な変化をたどるべく共同研究が生まれ, 文科省の科学研究費の助成を受けて共同調査が組織された。

1960 年から今日までの 40 年あまりの間, イランは政治的にきわめてダイナミックな変動を経験した。1979 年には革命によって王政が崩壊し, その後の権力闘争を経てイスラム体制の国家が誕生した。革命後間もない 81 年にはイラクとの戦争がはじまり, 8 年続く戦争で 100 万人を超える戦死者を出した。また 1990 年以降にはイスラム保守派と改革派の間で厳しい政治闘争が繰り広げられてきた。経済社会の変動も著しい。1970 年代にはオイルショックをバネに国王モ

ハマドレザーの開発独裁による急激な経済開発が進められたが、この開発のプログラムが革命によって停止するとイスラム主義的修正が加えられ、イラン・イラク戦争の長い戦時経済期を経て、イスラム体制下の構造改革が政策的に押し進められてきた。

ここでまず我々の研究との関連でイランの土地制度と農業政策について概略述べておくことにする。20世紀前半期のイランは地主制が発展した時代であった。パハラビー朝を創設した国王レザーシャーは、大戦間期の世界経済の枠組みの中で、政治・経済的な自立化を目指して、内部蓄積型の工業化と近代化の政策を推し進めた。イランにおけるいわば原蓄期ともいべき時代であり、レザーシャーは国家的蓄積を地主と同盟関係を結んで進めた。このため農村は収奪の対象となり、この時代、農民は19世紀よりも貧しく、村は地主支配のもとにあった。地主は国民議会の多数を占めて政策に強い影響力をもち、レザーシャー期の体制は地主王政としての性格を帯びていた。

1960年、国王パハラビー（レザーシャーの子）はイランの近代化を進めるべく「白色革命」を宣言する。これは国王の政治的権力を確立すべく地主勢力と宗教勢力からの王権の自立を意図したものであり、農地改革が近代化政策の最重要課題とされた。地主層を村落から切り離し、宗教勢力の財政的基盤であった土地を取り上げることで王政の権力基盤の近代化が試みられたのである。農地改革によって村落の農民は土地の所有者ないしは借地農となり、地主の村落域における権限は著しく弱められ、近代以前から続いていた都市エリートが村落域を支配し所有するという関係に終止符が打たれた。農地改革は農民解放としての側面もまたもっていたといえる。もっとも、地主には村落との関係を絶ち近代的な農場経営を行うという条件を付して、かなりの規模の土地に対して所有権が保証された。一方、地主から解放された村落の農民は土地への権利を得たものの経営の近代化は遅れ、生産性の面では停滞した。

1980年の革命時、農村部に土地革命ともいべき現象が起こった。革命状況下で農村部は旧体制の権力構造がくずれたために一種のアノミー状況を呈し、権力不在のもとで村落農民による旧地主に留保された土地の占拠騒動が各地で起こった。その後、革命を支える下部組織である革命防衛隊が村落域に入るものの、新政府の土地政策が不透明であったことでその後も土地紛争が頻発した。農民への土地の再分配については、政策決定に拒否権をもつイスラム評議会は消極的であった。しかし農民に対する財政支援は、ホメイニが革命を「抑圧されたものの革命」と呼んだことで「抑圧された社会層」としての農民に対して積極的に進められ、とくに90年代以降には農業生産力は大きく伸びた。しかし一方で、土地の流動性が高まり農民層の分解が進み、分割相続制度による零細化が深刻化している。

以上、本論に先きだち概要を述べたが、イランの農村社会ではこの40年余りの間に、体制のイデオロギーを反映する形できわめてダイナミックな動きがみられた。共同研究の目的は、こうした農業をめぐる激しい変化を、これまでの研究蓄積の上に実態調査を積み上げる形で記録し、記述することにある。対象はマルヴダシトという一つの地方であり、農村の場から等身大で描く

ことを課題としている。共同研究の期間は 2004 年から 07 年度までの 4 年間で、調査はまだ途上にあるが、筆者が分担した土地制度に関する成果についてはこの紀要に場を借り逐次報告させていただくことにした。本稿はこの研究のいわば序章に当り、農地改革が実施されるまでイランを覆っていた地主制と村落について論じている。

一 イランの地主制と村落

1 地主的土地所有

はじめに、1962 年に農地改革が始まるまでイランを覆っていた地主的土地所有を概観しよう。イランでは 1960 年にはじめて全国規模の農業センサスがまとめられた²。これによると、農民総数の 59.2% が分益農 (raiyati)、12.4% が定額小作の借地農 (ejarei) であった。農民全体の 71.6% が地主が所有する土地で農業をおこなっていたことになる。ここで分類された借地農は、農民が個々に地主から土地を借り、定額で小作料 (借地料) を支払うものである。通常は農民が個々に分割地を地主から借地したが、イランではこの借地農の割合が最も高いのがギーラン州やマーザンデラン州などカスピ海沿岸部の温帯湿潤な地帯であり、ギーラン州では農民の 63.5% が借地農であった。この地方には日本の農村とよく似た方式による米作地帯があり、乾燥・半乾燥地とは農業制度や農業技術の面で大きな相違がある。

一方、分益農は地主と収穫を現物・定率で分ける農民である。イランでは農地の 8 割以上が乾燥・半乾燥気候にある。この気候を農業の条件とするところでは、灌漑農業と非灌漑農業を問わず分益農の割合が高く、とくにアゼルバイジャン州やクルディスタン州などのイランの西北部では圧倒的な割合を占めていた。もっとも、統計からわかるように、多くの州で分益農と借地農のいずれもが存在していたから、借地農と分益農の分布を農業にとっての気候条件の違いだけで説明することはできない。ただ、この間には農業制度に基本的な違いがあり、分益農と借地農に分けた統計上の分類もこうした違いに注目したからに他ならない。

一般に分益農制では、農民は生産に必要な農具や役畜をもって自己の労働で農作業を行う。しかし地主もまた土地だけではなく水やその他の生産に必要な資本を提供する。このため、分益農は土地のみを地主から借りる借地農と比べて農業経営への独立性が相対的に弱く、地主もまた経営に関与する。イランの場合も、とくに灌漑農業地帯では、地主は土地の他に、農業生産に必須の条件である灌漑用水や経営に必要な費用を負担して経営に関わった。このため、分益農は経営の主体とはなり得ず、20 世紀の地主制の下では地主経営の雇農としての性格が強かった。

一方、同じ乾燥・半乾燥地でも非灌漑農業地帯では、地主は土地以外の生産手段を提供することが少なく、地代のみに関心をもつ寄生的な地主が多かった。これは生産力の主要な要素である水に対する権利を地主が持たなかったことに加えて、土地生産性が低く旱魃の影響を受けやすい不安定な農業であったことに理由がある。ただ、この場合も生産物は地主と農民の間で現物・定

表1 地主制下の農民構成 (%)

州	分益農	定額農	自作
ギーラン	13.3	63.5	23.2
マーザンデラン・ゴルガン	20.2	45.9	33.9
テヘラン	73.1	3.1	23.2
ザンジャン・アラク	93.3	1.4	5.3
西アゼルバイジャン	79.4	0.8	19.8
東アゼルバイジャン	88.1	2.5	9.4
クルディスタン	83.2	0.5	16.3
ホラーサン	39.3	6.8	53.9
エスファハン	58.1	11.4	30.5
ファールス	51.7	15.9	32.4
ケルマン	50.3	1.8	47.9
全国	59.2	12.4	28.4

(出所) イラン内務省統計センター『イラン農業統計1960』テヘラン, 37 ページ

率で分けたが、分益率では地主は収穫の5分の1前後を受け取ったに過ぎず、灌漑農業で3分の2に権利をもっていたのと対照的であった。

農業センサスによると農民の28.4%は自作農(melki)であった。自作農もまたイランの各地に分布していたが、一般的に言えることは、大土地所有が優位な農業地帯では自作農はほとんどみられなかったということである。たとえばファールス州では農民の32.4%が自作農であったが、この州のオアシス農業地帯であるマルヴダシト地方では自作農はほとんどいなかった。地主は村を単位に土地を所有し、村は地主の農場として経営されていたため、自作地が入り込む余地はほとんどなかったのである。自作農は村が農場化しにくい山間部や砂漠の周辺部の規模の小さな灌漑農業地帯に比較的多く、耕地が細分化された僻地に多かったといわれている³。ただこの数字について注意すべきは、農業センサスの調査が農地改革の直前に実施され、当時すでに地主による土地処分が始まっており、地主制期の実態を性格に反映した数字とは必ずしも言えないということである。

地主的土地所有の規模別分布については、1958年の農務省の数字がある。これによると、村の数でその23.4%が1人の地主に所有されていた。村の土地すべてを1人の地主が所有する場合、この地主はオンデマーレキ(ondemalik)というが、オンデマーレキの村が全村の4分の1近くを占めていたということである。また、ホスラビーはオンデマーレキの実数を示している。これによると、イラン全体でオンデマーレキは4016人、オンデマーレキによって所有された村の数は6794であった。このうち約1000人は2カ村以上を所有し、3カ村以上を所有する地主も

464家族あった。最大規模の地主はホラーサン地方のアラム家であり、215の村を所有していた⁴。こうした大地主はその多くが中央や地方の政治や社会に強い影響力をもつ名士であり、「千家族」と称されていた。

ただ、こうした数字も大土地所有者の実態を十分に示しているとは言えない。イスラム法では分割相続が原則となっているため、村を単位に所有しながら名義が複数の人物に分けられていることも多い。多数の親族に名義を分けていても、実際は村を単位に土地を所有する場合があったということである。後に述べることになるが、マルヴダシト地方では、村の土地が複数の名義人によって持分で共有されながら、経営は村を単位とし、家長が経営に当たる例がみられた。統計上はオンデマーレキではないが村の実質的な所有者であるものをも含めると、村を単位に土地を所有する大地主の数は農務省の数字よりもかなり多くなると考えられる。

イランの地主はこのような大地主だけではなく零細な地主も多い。原隆一氏が調査したホラーサン地方のピヤルケール村の場合、村には大土地所有者は存在せず、農民層の分解などで生まれた小規模な地主や数人の農民を雇って経営を行う地主が紹介されている⁵。とりわけ山間部の村には自作農とともに小規模な地主がみられたのである。しかし本稿で主として対象とするのは大オアシスなど主要な農業地帯に展開した地主制である。こうした農業地帯は歴史的に権力にとっての財政基盤であり、都市に居住するエリート層によって村を単位に土地が所有(領有)され、都市が村落域を所有するという関係が近代以降も続いてきたところである。

1906年の立憲革命でカージャール朝の体制は崩壊するが、この革命は日本の明治維新のアナロジーで語られることが多い⁶。しかし、土地関係では明らかに大きな違いがあった。日本では地租改正によって耕作農民が土地の所有権者となったが、イランでは村落域の住民に土地の権利

表2 地主の規模別村落の割合

村の種類	割合 (%)
6 ダング ⁽¹⁾	23.4
ダングの村 ⁽²⁾	10.9
小規模保有の村 ⁽³⁾	41.9
王領地の村	2.0
ワクフの村	1.8
国有地の村	3.6
複合した村	15.2
不明	0.5

(注) (1) は一人の地主によって所有されている村。(2) は複数の地主に所有され、各地主が村の土地の1/6ないし5/6を所有する村。(3) は複数の地主また農民がそれぞれ1/6以下を所有する村。

(出所) K. Khosrabvi, Bozorg Maleki dar Iran az Dowreh Qajarieh ta-be Emruz, Tehran, 1961.(岡崎正孝「イラン地主の二つの型」滝川・齊藤編『アジアの土地制度と農村社会構造1』アジア経済研究所, 1966年, 66ページより引用)

が認められることは少なくとも主要な農業地帯ではなかった。カージャール朝の時代、農業地の多くはハーレセ地（国有地）であり、また都市の名士層に所有されていた。ハーレセ地では国が直接農民に徴税し、また官僚や都市のエリートに下賜された。ただ19世紀後半には、政治的な影響力をもつ権力層や有力部族などによって弱小の土地所有者の土地はしばしば略奪され、また法外な税が課せられて土地の放棄を余儀なくされることも多く、罰する法律もなかったといわれている⁷。立憲革命からレザーシャーの時代にかけて下賜地や部族地は国によって没収され、民間に払い下げられた。しかし農民に払い下げられることは一般にはなく、新官僚など新たに登場した都市エリート層によって所有され続けた。都市エリートが農村域の土地を所有するという関係は崩れなかったのである。

地主が村を単位に土地を所有したのはこうした歴史を背景としている。つまり、近代以降の地主制は前近代の土地関係を引き継いでいた。村落域の住民は土地に対して一切権限をもつことができなく、この関係が農地改革まで続いたのである。しかし、前近代と大きく異なるのは、土地所有権が国家によって保証され、商業的農業が展開する時代環境の中で、地主は農村からの余剰の収奪者から村を農場として経営する経営者に姿を変えていった点である。もっとも、この農場は労働者を賃金労働者として雇用する近代的な農場ではない。村落のコミュニティーに多くを依存し、前近代の関係を部分的に残していた。次に、こうした大土地所有制の成立のプロセスをたどり、地主経営のもつ過渡的な性格についてマルヴダシト地方の事例から解析していくことにする。

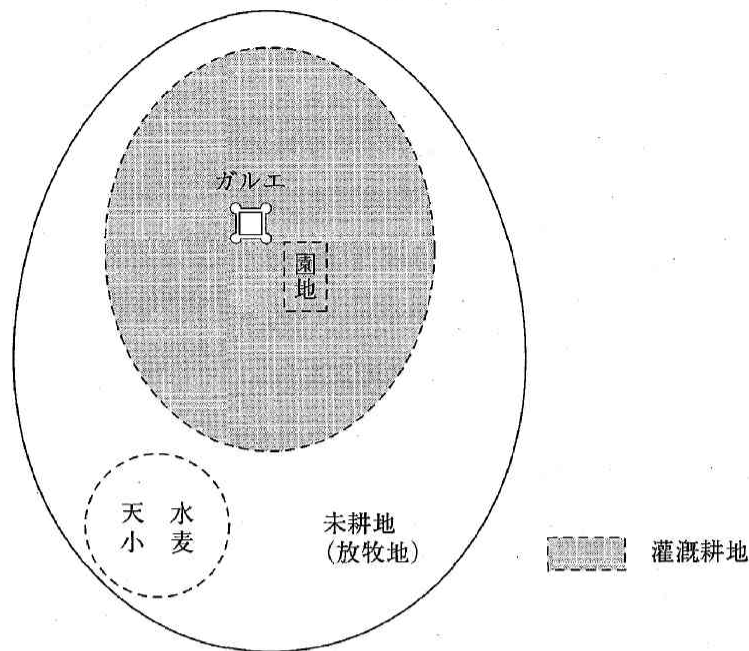
2 アルバーブ・ライヤト制

1) 村落

はじめに、本稿で対象とするオアシス灌漑農業地帯の村落 (deh) について述べておく必要がある。ここで扱うのはマルヴダシト地方の村落だが、他の地方の農村に関するモノグラフをみると、乾燥地・半乾燥地の主要な農業地帯では村の構造に共通するところが多い。たとえばセフィンジャーと岡崎正孝の両氏が調査をしたテヘラン地方の村やテヘラン大学で調査したホラーサン地方の村では基本的な構造は同じであった⁸。ただ、ここでは扱わないが、借地農が多いカスピ海沿岸部や小規模地主や自作農の多い山間部では異なる特徴がみられ、気候や地形などの地理的条件が村の構造と関係があると考えられる。

村をレイアウトすると、土地は集落と耕地それに周辺の未利用地（放牧地）で構成される。隣接する村との間は明確な境界で区切られ、土地が交錯することはない。農地の利用には強い規制があり、農民は分割地を経営ないし耕作する分割地農ではなく、村が一つの経営体として個別農民の独立性がきわめて乏しい共同体的伝統を引き継いでいた。村の耕地は複数の耕圃に分かれ耕圃を循環する形で作付けが循環された。各耕圃はさらに複数の耕区に区分され、農民は各耕区に分散した耕地で耕作を行った。この耕地制度はヨーロッパの開放耕地制ときわめてよく似てお

図 2 村の概念図



り、強い共同体的規制によって村落はタイトなコミュニティーを形成し、集村の形態をとった。地主制の展開する 19 世紀末から 20 世紀にかけてこの耕地制度は地主経営にそのまま踏襲され、このため村は分割できない経営の単位として農場化した。

図 2 は村の土地利用を示したものだが、一般に耕地の周辺には広い未耕地が存在した。乾燥地では灌漑が農業の条件となるため、灌漑用水の及ばない相対的な劣等地が未耕地の状態におかれた。降水量が 300 ミリを越えると、生産性は低く不安定ではあるが天水小麦の生産が可能となり、灌漑農地の周辺で非灌漑の天水農業が営まれる。

灌漑農地では小麦や大麦が生産されたが、商品作物として価値の高い綿花や米や砂糖ダイコンなどの夏作も生産された。またこの圃場とは別に小規模な園地をもつ村が多い。農民が利用する園地は集落の近くにあり、農民が自給する野菜や家畜のためのクローバーやウマゴヤシが栽培された。一方、地主の園地は土塀で囲われた果樹園であることが多い。

乾燥地では灌漑水量が村の規模を規定し、地主経営の農場では農民の数も灌漑水量に対応した。水利投資などで灌漑水量が増えると灌漑農地の規模は拡大し、農民の数も増えた。トラクターが普及するまで耕作に雄牛が使役された。この伝統的な農耕方式のもとでは、農民 1 人が雄牛をもって耕作できる農地の規模はおおよそ一定である。マルヴダシト地方の麦作を主とする村の場合、この規模は 8 ないし 10 ha であった。この地方では 2 年 1 作の休閒農業を基本としていたから、農民の耕作能力は 5 ha 前後となる。年間 200 ha の面積が灌漑可能であれば、この村の灌漑農地は休閒地を含めておおよそ 400 ha、農民数は 40 人程度ということになる。村が地主の農場として経営されたところでは、農民数は灌漑農地の規模と農民 1 人の耕作能力を基準に地主に

よって決められたのである。

例えばボレノウ村の場合、1950年代の終わりに農民の数は36人、村の面積はほぼ1000haであった。36人で耕作できる耕地の規模は400ha程度であり、灌漑農地の規模となる。したがって残り600haほどは未耕地であった。つまり、村の規模は村の土地面積ではなく、灌漑用水量や農民数によって測られたのである。イランでは村の規模をガーウやジョフトで表現することがある。ガーウは牛の意味であり、1人の農民と1頭の雄牛、この農民が耕作する面積を意味する。また、ジョフトは2人の農民と2頭の雄牛、また2頭の雄牛をくびきでつないだ犁で耕作できる面積を指す。ある村が30ジョフトの村と言う時には、60人の農民が耕作する規模の灌漑農地があるということになる。また水量で表現することもある。川やカナートなどの水量を表す単位としてサング⁹（石の意味）を用いる地方があるが、ここではこの単位で村の規模を表現した。

乾燥地では灌漑水量が村の規模を規定したため、規模拡大には供給される灌漑水量を増すことが条件になる。農地開発は灌漑水利の開発を意味していた。また、伝統的な農耕技術を前提とすると、灌漑農地面積が増えれば農民数も増えることになる。レザーシャーの統治期（1925～41）、中央集権化が進み社会が安定化したことや農業開発への国家による支援で、地主の農業投資が活発化した。マルヴダシト地方でも灌漑水利への投資が進んだことで灌漑農地が拡大した。19世紀のマルヴダシト地方は遊牧民の宿营地があったことで農地に利用される土地は限られていた。20世紀に入り遊牧民の定住化が進み社会が徐々に安定すると地主の農業への投資熱が高まり、ヘイラーバード村の場合も新たにカナート¹⁰を掘削し、またボレノウ村の場合も灌漑水量が大幅に増えたことで農地が拡大され、新たに集落を作って遊牧民が農民としてリクルートされた。

2) 地主経営と農民の権利

地主制の形成過程については第3節で詳しく述べるが、かつての村落共同体はこの過程で崩壊し、村は地主経営の農場に変化した。前近代の土地関係は近代的な土地所有権を保証された地主的所有に変わり、地主は単なる土地の所有者ではなく「村の所有者」として経営への主体性を発揮した。一方で農民は農地に対する権利を喪失して農場の雇農的存在となった。しかし、農場化によって村落が消滅した訳ではない。村落社会は維持され農民のコミュニティーも存続した。つまり農場化によって村の農地が囲い込まれ農民が放逐されたのではなかった。その主たる理由は、農場が耕地制度とともに伝統的な農耕方式を踏襲し、村落農民のコミュニティーに依拠する形で経営を行ったことにある。当時、西欧にみられたような農業革命がイランでは展開せず、農業技術に革新がみられなかったことで、近代的な農場への展開が進まなかったのである。

地主は村落社会に依拠して経営を行ったが、地主と農民の関係では強い権限を行使し、支配と従属の関係から経済外的な強制をも可能としていた。こうした地主と農民の関係は一般にアルバブ・ライヤト制とかマーレキ・ライヤト制と呼ばれている。アルバブ (arbab) やマーレキ (malik) は本来土地の所有者を意味する。しかし、マーレキが所有者一般を意味するのに対

してアルバーブは「旦那」とか「主人」といった身分的な内容をニュアンスとして含んでいる。つまり、農民にとって地主は単なる土地所有者ではなく、人格に関わる存在であった。またライヤト (ra'iyat) は地主制の下での農民一般を指したが、カージャール朝の時代には国王の臣民を指す用語であった¹¹。人頭税や賦役の対象となった農民がライヤトであった¹²。そして地主制下においては地主に従属する農民の身分もその概念に含んでいた。つまりアルバーブ・ライヤト制には単に土地を媒介とした関係ではなく、地主と農民の前近代的な身分や支配と従属の関係も表現されている。

こうした地主の権限を証明する事例は、村の農民の話から数多く示すことができる。たとえばヘイラーバード村の古老の話によると、地主は50 km離れた州都から時々馬に乗ってやって来てさまざまな指示を行ったが、その指示は絶対的なもので意見をはさむことは一切認められなかった。村の紛争に対しては地主が裁決を下し、農民の生存権をも奪う領主裁判権ほどの権限はなかったものの、重大事件を除けば実質的な裁判権を行使した。またポレノウ村の農民の話によると、農民は地主の意思で容易に追放され、農民は「あそこへ行け、こっちへ来いといわれれば、働く場所も住居も移った」。農民は貧困のあまり畑の作物をくすねることもしばしばあったが、地主の差配としてのキャドホダー (kadkhuda) は暴力をもって処罰した。コルバール地区にあるフィーザーバード村の農民の話も地主と農民の関係をよく示している。農民は皆地主を恐れていた。地主は時々村にやってきて、トラブルが起こると農民を直立不動に並ばせて一人ひとりにビンタを食らわせ、紛争に対しては地主が裁判を行い処罰したのである。要するに、アルバーブ・ライヤト制における地主と農民の関係は前近代的な強制関係を残し、村は領主直営地を想起させるものであった。

地主の強い権限から農業労働以外にも農民にさまざまな賦課を命じた。この主なものをあげると以下のようなものである。

- ① 地主の園地（通常は果樹園である直営地）に対する労働提供。この園地には専属の労働者がいたが、農民もまた労働を負担した。
- ② 灌漑水路の掃除やカナートの維持労働。
- ③ 地主取分とされた穀物などの倉庫への運搬。

多くの場合これらの作業は無償で行われた。水利施設の維持などの土木作業は本来権利の主体である地主の義務であったから、維持労働には報酬が支払われるべきであった。しかし通常は無償であった。河川灌漑の村では分水路の維持管理は受益者である地主の責任とされたが、ポレノウ村では堰からの水路の維持労働には村の農民が狩り出された。カナートの維持についても同様である。地下水路は壊れやすく土砂がたまり易いため、維持にはかなりのコストがかかり、ヘイラーバード村では農民1人当たり年間50日以上が必要とされた。これらの作業は農民の無償の労働によったのである。

この無償の労働はビーガーリー (bigari) と呼ばれた。ラムトンはこれを人身隷属による賦役で

あるとし¹³、前近代には地主が国王に果たす奉仕であり、実際には農民がこれを行ったものが、近代になって地主に対する賦役だけが残ったと説明した。また大野盛雄氏は、ビーガーリーを労働地代とし、村の公共の仕事として農民が負担する労働の中に地主に対する労働地代が含まれていると理解した¹⁴。農民は地主に分益地代を支払ったが、これに労働地代としてのビーガーリーが加わったということである。農場経営には不可欠な労働であったが、本来地主が負担すべきコストが農民に負わされたということである。たとえばポレノウ村では、上に示した作業に限らず地主が命じたあらゆる労働が含まれ、女性もまた徴用された。農民の話によると、砂糖ダイコンは 20 km 離れた砂糖工場まで運ばなければならず、また色々な物の調達も求められた。たとえば正月には農民にそれぞれ 20 個の卵を持参するよう地主に命じられたのである。

こうした地主の強い権限の根拠はどこにあるのだろうか。地主は都市に居住する不在地主であり自らの暴力装置をもってはいない。しかし暴力が介入しなかったわけでもない。地主が裁判権のごとき経済外的な強制力を行使し得たのは、国家の暴力装置が地主の権力行使を支えていたことと無関係ではない。この点については国の権力構造と地主の関係から説明する必要がある。後に述べるように、レザーシャーの時代には国は地主層と同盟関係を結んで中央集権化と工業化を進めており、地域に配置された辺境警察が地主の権限を背後で支える機能を果たしたことは確かである。農地改革の直前まで地主層は中央と地方の政治に強い影響力をもち、こうした国家の暴力装置は農民を監視し地主と農民のトラブルに際しては地主側に立って介入した。

一方、地主の権限はまた権利関係から説明する必要がある。とくに地主が土地とともに主要な生産手段である水の所有者であったことが重要である。すでに述べたように、乾燥地では灌漑が農業の条件となり灌漑なしに経営は成り立たないから、水利に権利をもつ者が強い請求権をもつことができた。イランでは水は、土地に付属する属地的な性格をもたず人に帰属する属人的な物権である。このため、土地と水の所有者が分離していることもあり、農業に際して水の所有者と土地の所有者の間で水が売買されることもあった。しかし、オアシス農業地帯では多くの場合、地主は同時に水の所有者でもあり、主要な生産手段を独占していた。しかも 19 世紀とは異なり権利が近代法によって保証されたものであった。

マルヴダシト地方の場合でみると、主要な灌漑手段は谷平野を縦貫するコル川とシーバンド川、それに山際の湧き水と地下水である。河川灌漑はこの地方の 200 ほどの村のほぼ半分がこの 2 つの河川から灌漑用水の供給を受け、複数の分水堰から水路が引かれて村に導かれた。受益村はそれぞれに分水堰の水量に対して持分をもっていた。たとえばポレノウ村はコル川の一つの堰であるラームジェルダ堰から分水される水量の 840 分の 22 に権利があった¹⁵。しかし村に割り当てられた持分に対する権利は村の農民ではなく地主に帰属し、しかも近代に至って水利権が村ではなく土地の所有者に認められた物権として権利が保証されていた。

地主が水の所有者であることはカナートについても同様である。当時イランにはカナートが 3 ないし 4 万あり、灌漑農地のほぼ半分がカナートによって灌漑されていた。マルヴダシト地方に

においても山際にはカナートを利用する村が数多くあった。この地方のカナートは地下水路の長さが比較的短く1ないし数kmのものが多い。建設には1km当たり農民20ないし50人の年収分の費用がかかると言われており¹⁶、地主はこの費用を負担して建設し管理してきた。つまり、農業を成立させる条件でありかつ高い生産性を保証する水は地主によって独占され、この独占が農民に対する地主の強い権限の根拠でもあった。

では農民の権利はどう説明されるのか。アルバーブ・ライーヤト制のもとで村の土地(地主の農場)で働く権利はナサク(nasaq)、この権利をもつ農民をナサクダール(nasaqdar)といった。このナサクについてフークランドは、分益制のもとでの耕作権でありまた灌漑用水の用益権を含むものであると説明した¹⁷。またアーミドも地主から土地を得て耕作権をもつ農民がナサクダールであると述べている¹⁸。しかし、マルヴダシト地方で見ると限りおよそこうした性格のものではない。村は地主経営の農場であり、ここで働く農民は地主に雇われた農業労働者に近い存在であったから、土地に対する権利をまったくもたなかった。したがって耕作権や借地権として説明することはできない。あえて権利という言葉を使うと、雇農として農場で働く権利とするのが適当であり、この権利がきわめて脆弱であることも地主の強い権限の根拠となっていた。

農民の権利が脆弱であったさらに一つの理由として、農村における予備軍の存在を付け加える必要がある。村にはホシネシーン(khushnesin)と呼ばれるナサクをもたない住民がいる。このホシネシーンは、村落における社会的性格から、床屋など村抱え的な職人、地主のナサクをもたない雇用人、ナサクを得るチャンスを待つ予備軍の3つに大別することができる。このうちの予備軍は農場での雇用を果たせない人々であり、地主にとっては農民をホシネシーンといつでも交代させることができた。時代が下がり人口が増えるにしたがってホシネシーンの割合が高まり、たとえばケルマン地方の場合、農業労働のメンバーは頻繁に交代させられ、「耕した土地を自らの手で収穫できる保障はまったくない」という状況にあったといわれている¹⁹。

要するに、ナサクはきわめて不安定であり、このことが農民の立場をより弱いものとした。もっともマルヴダシト地方の場合、農地の開発が進んだ20世紀前半期にはむしろ労働力が不足し遊牧民の定住によって充足させる状況にあった。このためホシネシーンの比率は比較的 low、このため農民が理由もなく雇農としての権利を一方的に破棄されることは通常はなかったし、権利は子供のうちの一人に引き継がれことが多かった。ただ、この相続も確立された権利というより農民との関係を維持することで農業経営を安定させる必要があった地主側の動機によるという方がより正確である。地主の多くは都市に居住し差配を介して村落社会と関係し、また農場では伝統的な耕作方式と耕地制度が継承されたため、農民の組織を崩してまで恣意的な行動をとることは地主自身にとってもプラスにはならなかったのである。

3) 生産物に対する地主と農民の取分

以上に示したように、農地改革が実施されるまでの村では、アルバーブ・ライーヤト制のもと

農民の権限はきわめて脆弱であり、地主は封建領主のごとき権限を有していた。村は実質的に地主経営の農場であり、地主のエステートとして地主の所有物のごとく観念されていた。こうした地主の強い権限は、地主が土地とともに乾燥地農業の条件である水を所有していたこと、労働力の予備軍としてのホシネシーンや暴力装置としての辺境警察の存在によって説明してきた。しかし、農場化で村落そのものが崩壊過程をたどった訳ではない。

地主は村落社会に依拠して経営を行い、農耕の方式、労働組織、耕地制度は19世紀、またそれ以前からの村落共同体におけるものがそのまま踏襲された。その理由は、農業の技術的な発展が少なくとも20世紀半ばまでみられなかったことにある。近代的な農場制への移行が技術の面の制約から不可能であったということである。低い生産力水準では、村落に依存した地主経営は一定の合理性をもち、村落のコミュニティーを活用して低コストで農場を管理することができた。

アルバーブ・ライーヤト制のもと生産された農産物は地主と農民の間でどのように分配されたのか。先に、1960年の農業センサスでは地主制下の農民を分益農と借地農に分け、分益農が全体の59.2%を占めていることを示した。ここでの借地農は農民が地主から土地を借りて農業を営み、現物または金納で定額の地代を地主に支払う農民であり、通常は分割地を営む自営農である。これに対して分益農は現物・定率で地主と収穫物を分ける農民である。分益制についてはさまざまな議論がある。乾燥地農業は不安定であるため、定率であることで危険負担を地主と農民の双方が負い、危険の回避を目的として制度化されたとする考えもある。農業を継続的に行うには農民を殺すわけには行かないし、翌年の生産のために播種用の種や役畜が確保される必要があり、この点で分益制は有効であるといえる。

イランには農業生産の主要な要素を、土地、水、労働、種、牛の5つに分ける〔農業生産の5要素〕の考え方があり、土地と労働はもちろん基本的な要素だが、伝統的な農業では他の3つの要素も重要である。その一つ「種」についてみると、地主制の時代、小麦の収量は今日よりもかなり低く、マルヴダシト地方の場合、灌漑小麦で播種量の10倍前後、非灌漑小麦では多い年で5、6倍、旱魃の年には1倍にもならなかった。つまり、耕作に当たっては相当の種を用意する必要があった。

「牛」は耕作に使役する雄牛のことである。トラクターが導入される以前には犁耕や脱穀作業などの重要な作業で雄牛が使役された。アルバーブ・ライーヤト制のもとでは農民は裸の労働ではなく雄牛と一体化した労働力として雇用されたため、農民が農場で働くには雄牛をもつことが条件とされ、もたない場合は地主が前貸しなどの方法で農民に雄牛を持たせた。

また「水」は灌漑用水のことである。乾燥地では灌漑が農業経営の条件であり、水なしではきわめて不安定で生産性の低い農業しか可能でない。この点で土地とともにもっとも重要な生産要素といってよい。各要素の評価は農業生産の気候条件の違いで異なるが、乾燥地では「水」が、非灌漑農業では収量の対播種量比が低いため「種」の評価が相対的に高い。

この〔生産の5要素〕の考え方はイランの農業条件としての気候および伝統的な農耕方式にもとづいており、生産手段を個別に要素で分けたのは、地主と農民がこの要素を分けて負担し、またこの負担に応じて収穫物に対して取分を得たことによる。要素分担についてみると、一般に灌漑農業と非灌漑農業とで大きな違いがみられた。表3みるように、灌漑農業では農民は労働と雄牛を負担するか、自らの労働力のみしか負担していない。これに対して非灌漑農業では、農民が労働力に加えて役畜と種を負担する割合として非常に高い。これを地主の負担でみると、灌漑農業では土地、水、種、地方によっては牛も負担したが、非灌漑農業では土地のみの提供者である割合が高い²⁰。

表3 地主所有地における農民の生産要素の分担 (村の割合)

	灌漑農業	非灌漑農業
労働力のみ	25%	3%
労働力・役畜	74%	13%
労働力・役畜・種		84%

(出所) バディ「現代イランの農業関係」(『ユーラシア』季刊7, 1972年) 47-57 ページ

灌漑農業を行うポレノウ村の場合でみると、農民は自分の労働力のみ負担した。もともと役畜としての雄牛は農民が飼養したが、地主が購入資金を出しており、牛が死ぬか農民が村を出るときには地主はこの資金を回収した。したがって農民自身はこの牛を地主のものと思っていた。一方、非灌漑農業では水がないため4要素となるが、通常、地主は土地のみしか提供せず、種、牛、労働、またこれに付属する農具、肥料などはすべて農民が負担した。

この〔農業生産の5要素〕においては、各要素の価値が評価され、この評価に応じて負担者が生産物に取分をもつものとされた。マルヴダシト地方の場合でみると、灌漑小麦では地主は土地、水、種、また役畜を負担することで収穫の3分の2に権利をもち、農民は自らの労働を提供することで3分の1を得た。一方、非灌漑小麦では地主は土地のみを提供し農民がその他の要素を負担することで収穫の5分の4を手にした。

この収穫の分配比率については農業に必要な主要な生産要素の負担に応じたものであると説明されてきたが、現実の分益はこれとは大分違ったものであった。先に述べたように、地主は封建領主のような権限をもっていたからさまざまな名目で農民から収奪した。また播種用の種については地主が提供し、牛も購入資金を地主が前貸しすることが多かったが、種と牛を負担したことで分益前に収穫から5分の2をとる地主もいた。また種に対しては50%ないし100%の利子をつけて収穫時に農民から取り上げるのが一般的であったとされる。しかも本来地主が負担すべき費用が分益時に農民に課せられることもあった。たとえば、地主の差配であったキャドホダーや農民が畑から略奪しないように見張るダシトバーン(畑番)の取分は、地主と農民間の分益に先立って控除された。

実際の分益風景を再現すると次のようである。農民が刈り取った小麦は脱穀場に山に積まれる。これを牛や馬が牽引する農具で踏みまわり脱粒しワラを砕く。続いて風の強い日を選んで、これを繰り返しフォークで掻き揚げて麦粒を選り分け、最後の篩にかけて雑物を除く。脱穀を終了した小麦はその場で山に盛られる。この山には手で触れるとわかるようにモフル（刻印）が押され、農民やよそ者が盗まないように監視される。地主と農民の関係は相互に不信の関係にあり、地主は村の外部者や村の農民やホシネシーン（非農民）の中からモバーシェル（mubashir）とダシトバーン（dashtban）を雇い、農民の監視に当たらせた。モバーシェルは収穫の分益に際してこれに立会い、地主取分が不足なく地主経営者に渡るように監視し、地主取分を倉庫に運び管理する義務も負った。またダシトバーンは畑での盗難を防止することを仕事としたが、とくに収穫期の盗難防止が重要で、脱穀場に運ばれた小麦が農民や外部者によって奪われないように徹夜で監視した。

分益比率による農民の取分は農場における労働の報酬だが、地主の本来支払うべき費用もあらかじめ差し引かれた。分益作業の手順をみると、まず小麦の山から、キャドホダー、モバーシェル、ダシトバーンの費用が支払われた。キャドホダーは地主の差配でもあったが、生産物に5%ないし10%に権利をもち、まずこれが差し引かれた。モバーシェルやダシトバーンも地主のために行動する地主の雇用人だが、分益作業では地主と農民で収穫を分ける前に彼らの支払い分が控除された。つまり、地主と農民の共同経営という名目で農民も費用の一部を負担していた。さらに種や牛の前貸し分として高い利子を加えて小麦の山から取り除かれ、残った小麦の山が地主と農民の間であらかじめ決められた分益比率で分けられたのである。

このように分益制度は地主と農民の負担に応じて生産物を分ける制度として理解されているが、実際には農民の取分はこれよりはるかに少なかった。地主権力がきわめて強かったことから強制によって余剰が収奪された。農民の負担はこの他にもある。水利施設の維持管理労働は農民の無償の労働により、ヘイラーバード村では税を支払うための農地（モサエデ）が用意されていたが、ここでの耕作も農民の無償労働によっていたのである。

3 地主経営の成立と発展

1) 19世紀の土地関係と私的所有の拡大

かつてケディは19世紀までのイラン社会について封建制と規定し、領主層が農村域ではなく都市に居住している点で西欧の封建制とは異なるとした²¹。またラムトンはイランの土地制度は国家による官僚への土地の割り当てであり封建的なものではないとした²²。都市の土地権力層が農村域の村を支配するという点では共通していたが、土地をめぐる支配の構造については認識を異にし、ケディは中央に対する地方の権力層の自立性が強調されたのに対して、ラムトンはむしろ中央の専制的な支配のシステムが機能していたと主張したのである。

ペルシア帝国以来、現代のイランの領域で成立した王朝にとって、土地が国家財政の財源基盤

をなした。権力維持にとって土地を支配（所有）し、土地からの収入が軍隊や官僚の維持、行政と王室の出費を賄う必要があり、このため王朝が交代したカージャール朝のように有力部族が権力を握るとまず権力の安定・強化をはかるために土地の再配分がなされた。この再配分のプロセスは、中央権力による部族地や領有地を没収して国有地に組み込み、これを地方の豪族や名士層の有力勢力や部族長に封土として再分配し、また軍人や官僚に俸給を与える目的で土地への権利を与えるというものである。このうち前者については地方勢力と同盟関係を結び、中央権力への忠誠と有事の際に軍事的な支援が求められるということで封建的特徴をもっている。一方、後者については官僚制を基礎としたいわゆるアジア的な専制国家としての特徴を有していた。国王がハーレセ地（国有地）を下賜する制度はトユール制と呼ばれ、軍人や官僚への土地の下賜については、実際にはその土地からの収入に対する権利という性格が強く、原則として一代限りのものであった²³。

国家の財政収入は国有地からの税（地代）が基礎になっており、徴税システムとしては基本的には徴税官が農民や土地の所有者から徴収するというものである。ただ徴税の技術的制約から国有地に対する徴税権を地方の有力者に与え、この第三者を通して土地への支配を実行する方式もとられた。

領有地や私有地は中央権力によってしばしば没収され、土地に対する権利が保証されていなかった。また税制にはまったく原則はなく重税が一般的であり、ファールス地方のダシティー地方の例でみると、「5万ケランの価値がある豊かな村が年に300～500ケランの税しか払わなかった一方で、より貧しい村で1万ないし1万2000ケランのはらわされていた」というように、力をもたない地主は没落せざるを得ない状況にあった²⁴。

こうしたカージャール朝の体制は、とくに19世紀の前半期において特徴的であった。ハーレセ（国有地）はカージャール朝の初期（18世紀の終頃）から拡大し、19世紀半ばにはイランの土地の3分の1ないし2分の1がハーレセ地であったとされる²⁵。この間に税の滞納や反乱や農業の荒廃などの名目で土地の没収が繰り返された。たとえばモハマッド・シャーの時代（1834～48年）、イスファハン近郊の多く村は凶作によって荒廃したが、国家はこれらの土地（村）をハーレセ地とし官僚の監視下においている²⁶。

土地の没収によるハーレセの拡大によってトユールも拡大した。この権利はその役職に対する報酬であったから一代限りのものである。しかし、カージャール朝の後期になると次第に相続されるようになり、トユール権は事実上、私有権化する傾向をみせた。また19世紀半ば以降になると国による国有地の払い下げが進み、土地関係は根本的な変化の時代を迎え、19世紀末になると土地の私有が支配的な所有形態になっていった。ただ、土地所有の権利は非常に不安定であったからしばしばワクフとして寄進された。ワクフとはイスラムの諸施設に寄進された財産であり、国家権力は宗教界との同盟関係を重視するゆえにワクフの土地の没収を避けた。つまり土地の所有者にとってはワクフとすることで財産の没収を避けることができた。ワクフには、社会

的目的（慈善）のために寄進される公的ワクフ（vagfe a'am）と用益権が寄進者に認められる私的ワクフ（vaqfe khas）とがあるが、私的所有者は私的ワクフとして家族の将来のために土地を護り、土地の管財人となって村を管理した。

こうした土地関係における変化はカージャール朝の体制の脆弱化に伴うものであり、イランがおかれた国際的な環境の変化が大きく影響した。19世紀後半になると列強の干渉は強まり、世界的な自由貿易体制への包摂が進んだことである。またこれを乗り切るために近代化の改革（法治国家）が進められるが、改革もまた土地関係の修正を求めるものであった。

体制の脆弱化によって国家財政は悪化をたどったことで公共的な支出も抑制された。例えば灌漑システムの維持・修理のための必要な投資さえもできなくなりイランの農業にも打撃を与え、農地の荒廃が進んだ。ナーセルッディン・シャー（1848～96年）の後期、宰相のアミンオッスルタンはハーレセ地の荒廃ぶりをみて、土地を払い下げて私有地化する方が農業の復興への近道だと判断し、高額な租税を課してハーレセ地を払い下げた。財政の大幅な赤字を補填するため西欧諸国に借款を求めるが、国内的には国の資産であるハーレセ地の払下げを進めたのである。とくに1890年以降、国家の財政が危機に瀕すると、土地の払下げは加速し、ラムトンによれば彼が死去したときにはすでにイスファハンあたりのハーレセはほとんど残ってなかったのである²⁷。

この土地の払下げの背景には農産物の国際市場の拡大による商業的農業の展開による土地需要があった。綿製品についてはイギリスの機械制工業による安価な製品が大量に流入し地場の手工業は衰退過程をたどるが、他方で国外市場に向けた生糸、綿花、アヘン、米などの農産物の輸出が拡大した²⁸。また商品経済化の進展にともない国内市場も発展し穀物需要も拡大した。農産物価格は19世紀後半に通貨価値の下落や商人の投機的な行動で上昇し、食糧の価格も大幅に上昇した²⁹。農業（土地）は魅力的な投資先となり、収益性の高い作物への転作や農地の開発が地主層によって進められ、商人など都市の上層による土地投機も活発化した。19世紀末に著されたファールスナーメには、シーラーズの商人がアヘンなど輸出農産物を求めて大きな土地を購入したという記述が何ヶ所もでてくるのであり³⁰、財政危機による国有地の払い下げと私有地の拡大は、他方で商業的農業の展開を契機としていたといつてよい。

以上からわかるように、19世紀イランの土地関係は、前半期にはハーレセ（国有地）とこの下賜によるトユールの拡大を特徴としたが、後半期にはトユール地の実質私有地化とハーレセ地の払い下げによって私有地化が大きく進展した。そしてこの社会的背景としては商業的農業の展開があり、土地が投資の主要な対象となったことがある。この過程は村落社会をめぐる環境をも大きく変えた。土地に権利をもつ私的土地所有者は単なる農業余剰の収奪者から、農産物の商品化によって利益を求めて投資を行い農業の経営にも関わるようになったことが容易に想像されるのである。

政府によって払い下げられ私有地となった土地については、1906年の立憲革命後に制定された憲法によって所有権として法的に保証された。また、第一回の国民議会においてトユール制は

廃止され、トユール権を独占していた人たちは土地の私的所有者になるか、あるいはその権利が剥奪されたが、いずれにせよ私有地は安定化することになった。ただその後しばらくは政治的混乱が続いたため補完的な法と制度は1920年代以降のレザー・シャー時代に具体化されることになる。

2) 19世紀における村落社会の変容と地主経営の展開

19世紀以前の村落については資料が限られ詳しくは知りえない。紀行文などに断片的な記述があるものの村落の全体像を描くには不十分である。しかし、資料的制約を前提としながらも村落が自治的な共同体であったことが通説とされてきた。たとえばケンブリッジ大学のペルシア史が18世紀までの村落の構造として描いた内容は要約するとおおよそ次のようである³¹。

① 国家なり領主による上級所有権のもとで村落は自治的な共同体としての性格をもっていた。

村民の合意で選ばれた村長(キャドホダー)とこれを補佐する村役としての長老(リーシュサフィード)を中心に秩序が維持されてきた。

② 村落の農地は共同で保有され、農民は平等で均等な持分をもっていた。農民はそれぞれ1頭の雄牛をもち2人の農民の2頭の雄牛にくびきで犁を結び耕作する実質的に平等な農民による共同体的社会であった。

資料面での制約から不明な点も多いが、平等原理にもとづき農地を共有する農民が強い耕作規制のもとで農耕を行っていた村落の姿が浮かび上がる。

またアブラハミアンは19世紀の村について次のように描いている。「(19世紀の村は)キャドホダーを中心に自治的な組織形態を持つ農業社会であった。キャドホダーは村のコミュニティーによって選ばれ、遊牧民のキャドホダーと類似の機能をもっている。大きな村では彼はしばしばリーシュサフィード(rihsafid長老)や村役人に——キャドホダーの決定を支持するペイマンカール、ムッラー(聖職者)、村の畑や作物また家畜に責任をもつダシトバーン、カナートの地下水路を維持するミルアーブ——によって補佐された」³²。

下賜地であるトユールにおいても同様である。少ない事例から判断する限りではトユールダール(トユールの保持者)は単なる余剰の収奪者であり村落の自立性は保持されていた。たとえばモリエールの記述によると、イスファハンの近郊で土地を国家から借りていたアミンオッドレーは、その土地を直接生産者(村落の農民)に貸して地代を受取っていただけであり、経営や農村社会の運営に関わってはいなかった³³。また役人が管理する国有地の村についても、村社会が共同体的関係で農業を行う自治的な村として記録されている³⁴。

ここに描かれた村は、少なくとも20世紀前半期におけるアルパーブ・ライヤト制下のマルヴダシト地方の村とは、村が共同体的関係により自治的機能を維持していたという点で違っていた。マルヴダシト地方の村は自治的性格をもたず農民も地主経営農場の雇農化していた。

では、地主による経営はどのようなプロセスで展開したのか。まずその背景からみると、一つ

には商業的農業の展開で農産物が投機の対象となったことがあげられる。たとえば1880年代のアゼルバイジャン地方のイギリスの領事報告は、価格の上昇を期待した商人による穀物の退蔵が社会的に問題になっていると指摘している³⁵。19世紀後半から20世紀初頭にかけての商人の経済的諸活動についてはアブドラエブによって仔細に紹介されており、これによるとテヘランをはじめとする多くの地方で多様な商品の貿易、両替や銀行業、農産物の取引に関する商人の成長が顕著にみられた。農業との関係でみると、商人は農産物の流通過程で大きな利益を得た。19世紀半ば以降に財政危機のなか政府が実施した貨幣の悪鋳などが原因で貨幣の価値が下落し、このため物価は上昇し、とくに食糧価格は大幅に上昇した。商人や役人による農産物への投機が日常化し、ケルマン地方の例でも総督たち権力層が商人と結んで富を蓄積し、「小麦、大麦、豆類、綿花、羊毛、バターなど、またケシの種、アヘンの原料などの地方の生産物は彼らによって買われ、倉庫に保存されて冬に3倍の値段で売られた」という³⁶。1870年から71年の飢饉の時には、小麦の「退蔵・価格操作が大々的に行われ、これが価格の異常な高騰をもたらした。ここで主役を演じたのは大量の小麦を所有する穀物商・大地主たちである。その中には、総督はじめ政府の高官や有力な聖職者も含まれていたのである」³⁷。

商業的農業の広がりや土地投機を促し、土地所有が不安定な時代ではあったがハーレセ地の払い下げなどを契機に私的な土地所有が広がり、農業余剰の商品化による高い収益が期待できたことで地主層は農業経営にも積極的に関わる傾向をみせた。村落社会との関係では単に地代を収奪する寄生的な地主から、村落を地主の直営地として経営する農場経営者へとその性格を徐々に変えて行ったといつてよい。もっとも統一的な税制が存在しなかったために、力のない地主には高額な税が課せられ地方の有力者や官僚が土地を集積し、土地に対する権利は不安定であって地主の交代も頻繁であったという現実もあった。

では当時の村落はどのようなものであったか、ファールス州のダシュティー地方の村について1879年のイギリスの統治報告からみることにしよう³⁸。この村は地主が土地を所有し、農民数が40人の灌漑農業の村である。村の耕地では農民が個々に分割地を経営するのではなく、後に詳しくみることになるが、3つの圃場からなり、圃場を循環する形で作物を循環する耕地規制の強い開放耕地制の村である。作物としては小麦や大麦のほかに商品価値の高い米、綿花、ゴマなどを栽培した。灌漑は河川、湧水それにカナートにより、河川については水利権が地主に帰属し地主が水代を税として支払った。またカナートは地主の所有であった。つまり、地主は土地の所有者であるとともに水の権利者でもあった。

集落は城砦のような高い土塀で囲まれていたが、「城砦」は地主によって作られた。この城砦のような集落はガルエと呼ばれ、地主が農民を管理する上で有効な構造をなしている。地主自身は村に居住せず、モタサッディー (mutasaddi 監督) と村の長であるキャドホダーを通して農民を管理し、モタサッディーには収穫の3%、キャドホダーには収穫の5%を与えた。キャドホダーは村社会の構成員であったが、地主によって任命された。作物の略奪があったときなどはモ

タサッディーやキャドホダーがしばしば農民を鞭で叩いた。

主要な生産手段である土地と水は地主が所有し、作物の種子も地主が負担した。また役畜としての牛は農民がもったが、農民が牛をもたない場合には地主が購入の資金を出して収穫後に回収した。その他の農業に必要な農具は農民が保有した。

生産物は地主と農民の間で現物で分け、小麦は収穫の3分の2を地主、残り3分の1が農民の取分となっていた。また商品的価値の高い夏作については地主が栽培作物を決め、生産された収穫物については地主が販売し、代金の一部を現金で耕作者である農民に支払った。

以上は一つの村の記録に過ぎないが、村落は先にみた共同体的で自治的な村とはかなり性格を異にしている。都市に居住する不在地主は、土地、水とともに農民の集落を囲い込み、地主が雇い指名した差配が厳しく監督する「村の所有者」のごとき存在であり、経営にも積極的に関わっていた。地主と農民の関係は20世紀にマルヴダシト地方にみられたものと共通する点が多く、この記録から、農産物と土地への投機が活発化する19世紀の後半期に、地主による経営が村落を基盤に展開していたことがわかる。

3) レザーシャーの近代化政策と地主制

地主制は20世紀前半期の近代化過程でさらに発展する。1906年の立憲革命とその後の近代化政策によって旧体制の土地関係が大幅に修正され、基本的には私的所有権が法的に認められたことがその契機となった。ただ、革命後しばらく政治的な混乱が続き、法的整備が進み法が実効性をもつようになるのは1920年代に入ってからである。立憲革命は政治体制の変革に向けてイランの大衆が立ち上がり成功したはじめての行動であったが、法治国家と民主的体制の樹立には成功しなかった。これには社会経済的な秩序を再構築し近代化することが不可避だが、レザーシャーが登場するまでそうした状況にはなかった。

立憲革命後の土地関係をめぐるもっとも重要な変化は、一つに私的所有権の確立であり、また一つは専制国家の経済的基盤になっていたハーレセ（国有地）の払い下げである。国は土地所有者という地位を放棄し、個人に所有権を保証することで体制の近代化をはかった。この土地関係の変化は立憲革命によって準備され、レザーシャーの時代にラディカルに展開する。

立憲革命への過程で、革命勢力はカージャール朝の権力的基盤としてのトユールを廃止し、すべてのハーレセ地を官僚機構の直接管理下においた。その中には王室関係者が支配していた膨大な土地も含まれていた。また、トユールの廃止にともない地方行政の責任者、とくにその末端のキャドホダーにトユールダール（トユール保有者）の機能を果たさせるべく法整備を試みたが、その後の混乱期に作業は停止された。一方、官僚機構も大規模なハーレセ地を管理する能力をもたなかったから、政府はハーレセ地を貸与せざるを得ず、このための法が制定される³⁹。

立憲革命後の混乱で土地関係をめぐる改革は停滞するが、第一次大戦後にレザーハン（後のレザーシャー）が登場すると、中央政府は地方への統治能力を徐々に回復して改革が本格化する。

土地関係の法制化が進み、土地に対する私有権が保証され安定化するようになった。まず1921年に登記法が施行されて土地の権利登記が規定され、これにともない翌22年には土地登記局の設置がはじまる。登記法はその後に改正を繰り返し、1930年には徹底的な見直しがされ、土地の登記が義務づけられることになった。

土地の登記は難題をともなった。ラムトンも指摘しているように、土地(村)の所有者の確定が難事業であった。同じ土地に複数の所有者が存在することも多く、当初行政が、また後に司法がその責任を負った。土地の境界の確認も単純ではなく、水源(河川、カナート、泉)の権利も確定する必要があった。複雑な土地関係を解決するためにモシャー(持分による共有)の制度が導入された。

土地登記を進める政策は、後に述べるレザーシャーの財政政策とも関係があり、税収確保を主要な目的としていた。しかし他方で、登記は土地所有の国家による保証を意味し、土地所有権の安定化につながった。法整備に加えて法が実効性をもつ環境づくりもなされ、官僚制と軍の近代化と新たな統治システムによる中央集権化が追及された。また、中央権力に対して独自の組織と軍事力をもって分権化を指向した遊牧民部族は弾圧され、多くの部族地がハーレセ地(国有地)に編入された。

中央集権政策の一環として地方名家の弱体化もはかられた。最初に標的となったのはファールス州の各地に土地と建物をもっていたガワームオルムルクである⁴⁰。ガワームオルムルク自身はレザーシャーと同盟関係にあり、巨大な経済力とハムセという5つの遊牧民部族からなる部族連合の指導者であり、彼の排除は簡単ではなかった。ファールス州における彼の影響力を削ぐためには転封とも言うべき措置が必要であり、1932年に彼の土地を他地域のハーレセ地と交換できる権利を政府は国会から得た。おそらくこの政策は思惑通りに進んだため、私有地をハーレセ地と交換することを可能とする法律が施行された⁴¹。

体制の安定化に伴う法整備と法の実効性が強められたことで、農村の安定化が進み、地主の経営への機会が拡大され、都市エリートによる土地への需要も高まった。ハーレセ地の払い下げはこうした土地需要の高まりに対応していた。1924年にはハーレセ地売却法が議会を通過し、ハーレセ地が払い下げられることになった。最初はテヘランをはじめとするいくつかの地方のハーレセ地を対象としたものであったが、徐々に対象が拡大され、1933年にはハーレセ地売却に関わる規制が撤廃され、無制限の売却を認める法律が施行されて払い下げが加速された。この時期に新たに地主として加わったのは、主として都市の商人、新官僚、上級軍人などである。マルヴダシト地方でも土地所有者の交代が進み、都市の新エリート層が多く地主の仲間入りをした。農民など村落域の住民には払い下げを受ける権利も資金もなかったから、地主の出自に変化があったものの都市のエリートが村落域を所有する構造は崩れることなく、この時期に拡大再生産されることになった。

最後にワクフ地にも言及する必要がある。登記法では、公的ワクフと私的ワクフを問わずワク

フ地の登記が義務付けられた。その後、ワクフ地をめぐって目立った動きはなかったが、1941年5月に至って政府はおそらく宗教勢力の経済的基盤の弱体化をはかってワクフ地とワクフのカナートの売却を許可する法律を制定した。マシハッドのアースタン・ラザヴィ(第8イマームに喜捨されているワクフを管理する組織)など数件の例外を除いて、公的ワクフ地の払い下げが認可された。ただ、その4ヵ月後、英・ソの侵略でレザーシャーが退位すると、この法律は廃止された。

レザーシャー期は地主制の発展期であったが、これには法整備、中央集権化による土地所有の安定化とともに、新たな体制が地主層を同盟者として位置づけたことも大きく影響した。レザーシャーはトルコのケマル・アタチュルクの経験に習い、独立のプログラムとして経済自立化政策を推進した。西欧の政治経済的な圧力を回避して近代化と工業化を進めるために、保護主義的な閉鎖型の開発を指向したのである⁴²。このため、保護主義的な貿易政策がとられ、また外資への依存を避けて国家主導で資本の蓄積を進めようとした。1930年には為替管理法が公布されて、近代化と開発に必要な輸入を確保するために為替を国家が厳しく管理する体制がとられた。また1932年には外国貿易独占法が成立し、貿易そのものを国家の事業とした。つまり、国家主導で輸入代替工業化を進め、インフラ整備と軍事物資の輸入を確保するために貿易が国家に管理された。

資本の蓄積を進める上でとられたもう一つの方法は専売制である。政府の独占事業としては、砂糖、タバコ、穀物、綿製品など多岐に渡ったが、貿易の国家独占と一体化して輸入品の価格を高く設定することで歳入を確保した。

ハーレセ地の払い下げもその目的の一つは財政収入の確保にあった。ハーレセ地売却の規制が撤廃された1933年、開発の資金を調達する目的で農工銀行が設立されており、銀行の資本の調達のためにテヘラン近くの最優等のハーレセ地が処分されている。当時のイランは農業国であったことで農業部門における蓄積もまた経済自立化政策を進める上で重要とされた。当時の経済の実情を示す統計はないが、ある推計によると農業部門は国内総生産の少なくとも半分以上を占めていた⁴³。農業生産力をどのような制度と政策で国家の近代化政策と開発に結びつけるかが重要な課題となったが、この機能を果たしたのが地主制であったといつてよい。地主は農民からの余剰の収奪を通して直接間接に資本の蓄積に役割を果たし、また農業開発によって生産力の担い手になった。

地主によって収奪された農業余剰は銀行制度を通して投資にむけられるか、土地取得や農業投資に振り向けられた。この規模については不明だが、1925-30年から10年ほどの間に小麦の生産量は1.6倍に増え、綿花については2倍近くに増大していることから積極的な投資があったことが窺える。

地主は国が進める輸入代替工業化の原料生産に対しても積極的な担い手であったといえる。工業化はその初期的な形態として砂糖工場、紡績、綿織物工業、毛織物工業、タバコ工業などの農産物加工が中心となり、この原料作物の導入に農地の開発と輪作化によって対応した。砂糖は口

シアからの輸入に依存していたが、1930年代に8つの砂糖工場が建設され輸入代替がはかられた。マルヴダシト地方にも1935年に砂糖工場が建設され、この地方でも砂糖ダイコンの生産が地主主導で進められた。たとえばヘイラーバード村では地主であったサドル・ラザビーは砂糖ダイコンの生産を目的にカナートを建設し、未利用地の大々的な開発を行っている。綿作地の面積も1930年代半ばに国際価格が高騰したことも影響して一気に2倍に増えている。バーリエールの推計によると、村落数は20世紀の前半期に2倍以上に増え、また農地は1920年代から1946年までの間に25%増加している⁴⁴。この開発の担い手になったのは地主であり、大規模な灌漑農業地帯では地主主導で商品作物生産が行われたことは、村を農場化した地主経営を理解する上で重要な点である。

政府もこうした地主による開発に積極的に対応した。その一つが金融面での支援であり、地主の土地投資と農業投資に農工銀行を通して便宜がはかられた。乾燥地では灌漑が農業生産力の最大の要素であったから、主として水利事業に資金面での便宜が国家によって与えられた。

遊牧民部族の土地の没収と払い下げ、また遊牧民の定住化政策もこの文脈において評価される。遊牧民部族の土地を没収することで彼らの影響力を抑制した一方で、ハーレセ地を遊牧民に与えて彼らを農民化した。さらに地主の開発による労働力不足に対して遊牧民の強制的で暴力的な定住化も頻繁に行われた。

国は村落域の管理という役割も地主層に期待した。レザーシャーの時代、市民層がまだ十分に成長しておらず、近代的な官僚と軍それに地主層を加えて地方の安定をはかる必要があった⁴⁵。地方では土地権力層が力をもっていたため、農村部に対しては地主層に依拠して安定をはかる必要性があった。地主を通して村が管理され、統治という側面でレザーシャーの中央集権体制を支えていたと見てよい。このことは1935年の「キヤドホダーに関する法」でより明確化された。本来、村社会の代表であるキヤドホダー（村長）について、地主の推薦で地方の行政組織が任命することが規定された。この意図するところは、キヤドホダーを地方行政の末端に位置づけ、政府が地主に委ねる法律や条令の履行義務を負わせて、村落域での政府の統制を強めることにある。一方、地主と農民の関係ではキヤドホダーを地主の差配とし、村における地主経営の管理者としての役割を強める働きをした。村の農場化に有効に機能したのである。農村地域や辺境地の治安のために設置されたジャンダルメリー（都市部以外の治安警察組織）も地主の権利を守る役割に徹した。地主はこの暴力装置を村社会との関係で活用することで、20世紀の半ばにおいても「村落の所有者」としての強い支配力を維持し続けることができたのである。

レザーシャーはまた農民の貧困化に対する解決を地主に求めることもあった。1937年の「開発法」がその例である。法律の第1条では灌漑施設の建設や修理、未利用地の開発など農地の有効利用が所有者の責任とされ、「カナートの建設・修理、未利用地の開発、水利・灌漑システムの維持、衛生的な農民住宅の建設と修理、農村道路の建設」などが地主に義務づけられた。また第4条ではこれを怠けたものへの処罰と、農業開発を進めるものへの資金の便宜が規定されてい

る。地主の怠惰に対しては罰則が科せられ、他方で農業開発を進めるものには農工銀行などを通して金融的に支援がされたのである⁴⁶。この法律に応じて努力した地主は実際には少なかったが、政府が農民の福祉を無視できなくなっていたことも事実である。1939年には法務省に分益制に関する規定の作成を命ぜられたが、これも同様に、分益制度に秩序を与えて地主の農民搾取を制限する意味合いを含んでいたと想定される。

レザーシャーは1941年に退位するが、それまでに土地関係めぐるシステムは様変わりした。統計がないために推移をたどれないが、大土地所有制が支配的となっていた。1930年代のもっとも信頼できる研究では、大土地所有が農地のほぼ80%を占めたと推定している⁴⁷。ガワームオルモルク家、ファルマンファルマー家、アラム家、それにレザーシャー自身などの大土地所有者はそれぞれ数十ないし200数村を所有した。新興地主も自分の地位を固め、1960年代初めまで政治権力の中樞に位置し、王室や高級官僚、軍の上層部と支配の連合を形成してきたのである。

4 地主経営農場の管理と経営

1) 地主の村経営

20世紀前半期のアルバブ・ライヤト制のもと、マルヴダシト地方では地主は農業経営に関わり村を単位に農場を経営した。乾燥地の灌漑農業という条件のもと、土地とともに水に対して権利をもつことで地主は強い請求権をもち、領主のごとき権限を行使した。したがって村落は自立性をもつ共同体ではなく、地主の農場に労働力を供給する場としての性格を帯びた。ただ、地主は都市に居住する不在の地主であり、また伝統的な農耕方式と耕地制度をそのまま踏襲したことで、農場経営は村落のコミュニティーに依拠して行われる必要があった。

地主はその強い権限から農民が住む集落をも所有することがあり、「村落の所有者」のごとき存在であったといえる。マルヴダシト地方にみられる集落はガルエと呼ばれる一見城砦と見紛う堅牢なものであり、地主によって建設された。住居は農民自身が作る場合も地主が作る場合もあった。地主はこの城砦のようなガルエに農民を押し込めることで農民を管理したのである。

図3はヘイラーバード村のガルエの外観である。形状は一般に正方形であり、周囲を5m以上の高い土壁で囲っている。大きさは村の規模で違いがあり、通常は一辺が60m前後である。しかし、ゲシャッキ村やフィーザーバード村のように人口の多い村の中には一辺が100mを超える大きなものもあり、ヘイラーバード村のように複数のガルエからなる村もあった。堅牢な構造をもつガルエはテヘラン地方やヤズド地方などの多くの地方でみられたものであり、20世紀に開かれた新村においても同様の様式が継承された。

オアシス農業地帯では地域農業の規模は地域の灌漑水利施設と関係し、農地面積は灌漑用水量で決まった。このため、灌漑水利に対する投資と維持・管理の能力が地域農業の盛衰を左右し、国家が不安定化したり遊牧民部族が勢力を強めて水利の維持管理能力が低下すると、地域の農業

図3 ガルエの外観 (ヘイラーバード村)



(1974年 筆者撮影)

は衰退した。マルヴダシト地方の場合、18,19世紀は遊牧民の宿営地が広がり、農耕地はかなり縮小した時代であったと考えられている。村の土地と遊牧民の放牧地が入り組み、カナートなど灌漑水利施設は崩壊状態のものが多かった。しかし、中央集権化が進み遊牧民部族に対する弾圧が強まるレザーシャーの時代になると、地域社会が比較的安定化した。このため地主の投資による農業開発が活発化し、この過程でガルエも新たに数多く建設された。

ヘイラーバード村も20世紀はじめに地主によって再開発された。地主はカナートを開削しまた既存のカナートを修理して灌漑用水を確保し、労働力をリクルートして農場を開いた。この村の場合、労働力としてリクルートされたのはこの谷平野で家畜を放牧していた半定住の遊牧民であった。彼らは山際にテント張って居住し地主の農場で耕作に従事していたが、1920年代に入って地主は4年の歳月をかけて農場の真ん中に堅牢なガルエを建設して農民の居住を促した。村民が親から聞いた話として伝えるところによると、当初は数家族が移住したに過ぎず、多くの農民はガルエでの居住を嫌った。このため地主はテント張りの集落に火を放つなどして半強制的に移住させた。また1935年にマルヴダシトに砂糖工場が設立されると、砂糖ダイコン生産を行うために新たにガルエを建設し、他のガルエから人を移住させて新規に農場を開いた。また州都シーラーズに綿繰工場が建設されたことを契機にマルヴダシト地方では綿花需要が高まり、農場での綿花栽培が盛んになった。

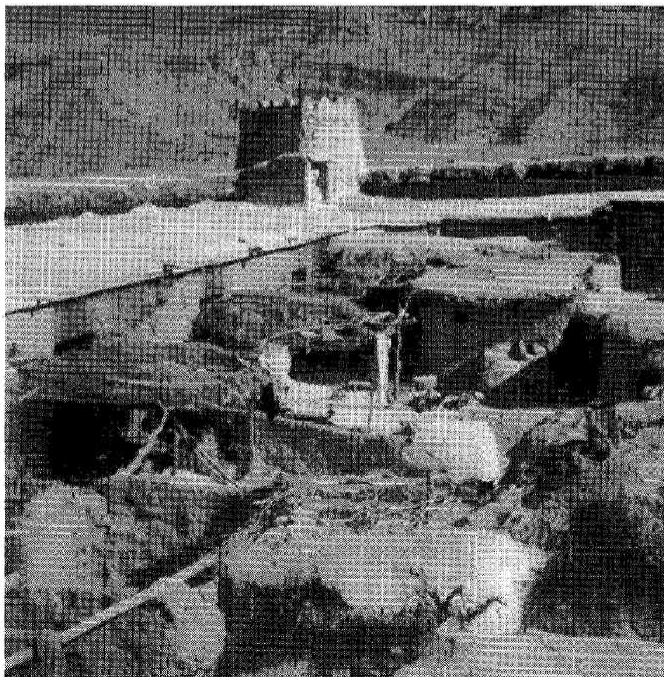
要するに、地主経営の農場は灌漑水利の確保にはじまり、労働力として農民をリクルートし、集落を建設することで開かれた「地主のエステート」としての性格をもっていた。ポレノウ村も同様に地主が遊牧民を定住化させて再開発した村である。この村は1870年代に存在が確認されているが、20世紀前半に農地を開発して規模拡大がはかられた。この村の場合もリクルートし

た農民をガルエに居住させた。ガルエはアルバブ・ライヤト制下の村落に共通する集落の形態であり、地主経営のエステートを象徴するものでもあった。

集落がこうした堅牢な城砦のような構造であった理由については、遊牧民の攻撃や略奪からの防衛目的とする説がある。マルヴダシト地方では、遊牧民の放牧地と農耕地とが入り組み、また遊牧民の移動の経路に位置していたため、20世紀半ば近くまで遊牧民による略奪や盗難が頻発した。農耕民と遊牧民は土地の利用をめぐるしばしば対立したから、外敵からの防衛説には根拠があるといってよい。これを傍証する例としてはラームジェルド地区のノサンジャン村の場合がある。この村ではバッタの被害があったが、加えて遊牧民の攻撃があったことで住民が離散し村は崩壊した。しかし1930年代はじめに地主はガルエを建設して農民を居住させ、村を復興させている⁴⁸。

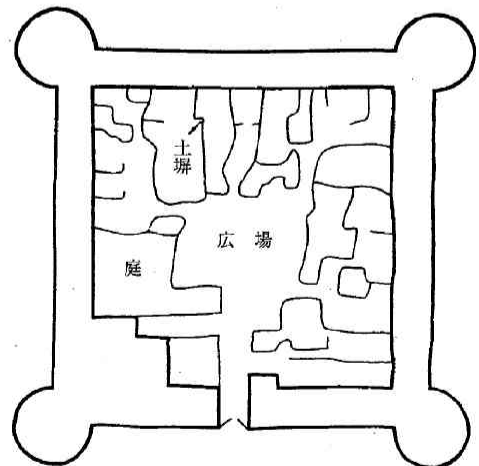
城砦のごときガルエが建設されたのには遊牧民からの防衛以外にも理由があった。その一つが農場の労働力の確保であり、また一つが地主の強い権限のもとでの農民の管理である。ガルエの構造から説明すると、まず外部に対してきわめて閉鎖的な構造をしていることに気がつく。四方は堅牢な土壁で囲まれ、一カ所ある出入口にはがっしりとした扉の門が据えられている。門は早朝に開かれ、住民や家畜はここから出入りし夕方には閉じられる。土壁の内部には日干しレンガ造りの家が塊のように密集し、農民が個々に所有する牛、ロバ、羊、ヤギなどの小屋はこの土壁の中に作られることもあれば、ガルエの外にまとめて作られることもある。門の内側にある小さな広場は人が集まり放牧のための家畜が集められるガルエの中心部をなし、通常は門を入ったと

図4 ガルエの内部 (ハイラーバード村)



(1966年 大野盛雄氏撮影)

図5 ガルエの見取図 (ハイラーバード村)



ころに地主の館が配置されている。地主は都市に住んでいたため館とはいっても日常的に居住することはない。地主の指示のもとに行動する差配の事務所兼倉庫として機能したが、閉鎖構造のガルエの要衝に配置されており、ここで農民の動向をつかむことができた。差配は地主の指示に従い事務所や広場に農民を集め農事に関わる指示を行い、かつ村の農民社会を管理したのである。

大野盛雄氏はかつてアルバーブ・ライヤト制のこのガルエを地主の「飯場」と表現した。村落の形態をとりながら自治的な機能をもたず、農民が地主によって労働組織に編成された雇農であるという実態をみてのことである。しかし、ガルエの住民は地縁・血縁のつながりをもっていた。遊牧民の定住した村では氏族の集団が村の住民を構成することが多く、住民社会の秩序には地主支配とは別の原理が存在した。たとえば、ヘイラーバード村にはラシャニー系とロール系の部族グループがあり、ポレノウ村では遊牧民部族集団ハムセの一氏族であるナファルの出身者が主たるグループをなしていた。これらのグループは部族特有の統率系統をもつ集団であったから、ガルエに居住させこの組織を利用することは地主の農民管理に有効な方法であった。地主と農民の関係でみる限り、地主が農民を社会ごととり込み農場経営に雇農として編成する上で、閉鎖構造をもつガルエは優れていたと言ってよい。ガルエの構造はアルバーブ・ライヤト制下の地主農場における地主と農民の関係を色濃く反映しているのである。

地主は土地と水利施設に加えてガルエをも所有する「村の所有者」であったことから、第三者への譲渡はこれらをセットとした「村の譲渡」の形がとられた。エステートとしての農場が売買されたと言ってもよい。マルヴダシト地方では1930年代から地主の交代が進むが、譲渡の際には農場に必要なものすべてが売買目録に載せられた。コル川の最大の堰（バンダーミール堰）を囲む形で立地している村の場合、1950年代はじめに州都シーラーズ有力者ナーゼム・オル・モルクからセイル・マザヘリーに売却された。この村はマルヴダシト地方の商業の一つの中心でもあり、1940年代まで50前後の商店が並ぶバーザールがあった。また、堰の水位落差を利用した水力製粉の25の巨大な石臼があったが、地主は土地とともにこのバーザールとすべての製粉所を所有し、譲渡に際してこうした諸施設も含めて村が一括譲渡された。

2) 農場の経営方式

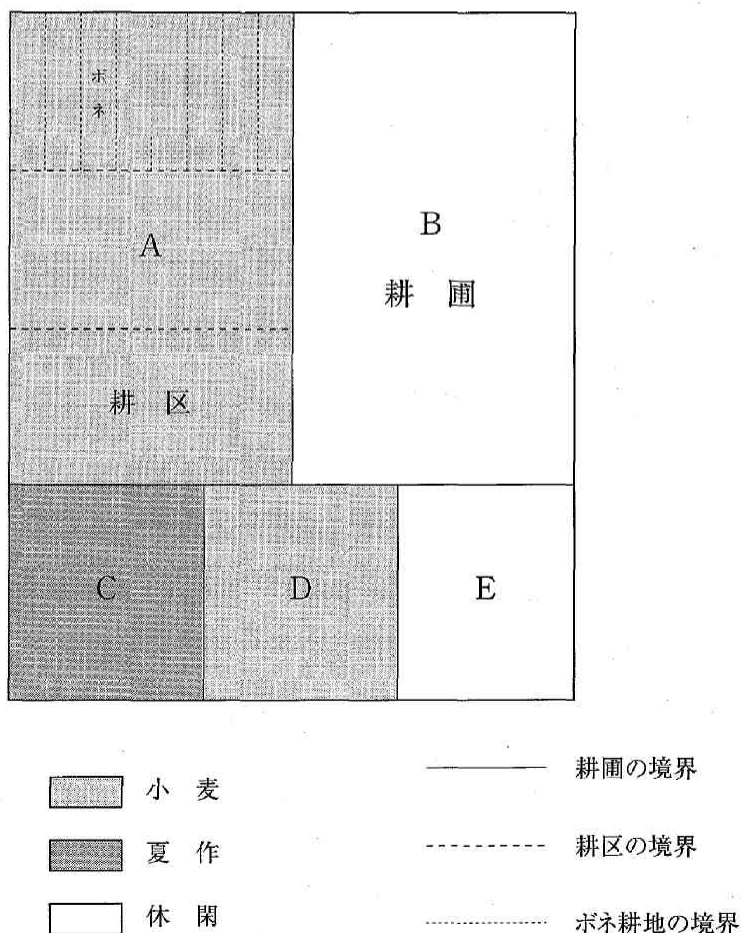
農場の土地経営は当時の農業技術に強く規定を受けた。その一つが土地利用の方式である。農場では定期的に農地を休ませる休閒農業を特徴とした。当時は化学肥料が普及していなかったために、2年に1度、また3年に1度、農地を通年で休ませ、ここに家畜を放牧してその糞を鋤き込む方法で地力維持がはかられた。農場の灌漑農地が村落の領域すべてを占めたわけではなく、広い未耕地がその周辺に存在した。この未耕地もまた地主によって所有されていたが、この土地は農民の家畜の放牧に利用されはしたものの、地主の経営地としては利用されなかった。地主はこの未耕地の開発を望んでいたが、その前提として水利開発が必要とされた。土地の規模に対し

て灌漑用水量は概して少なく、灌漑用水が供給されないところは未耕地の状態におかれ、家畜が放牧された。ヘイラーバード村のような半定住の遊牧民が農民になったところでは、農民は生活資料として羊やヤギを保有していた。また土地の条件のよいところでは農民が非灌漑の麦作に利用することがあったが、この場合には地主は収穫のおよそ5分の1を地代として受け取った。

図6はマルヴダシト地方の村の土地利用を概念図化したものである。このうち灌漑農地は通常5つの耕圃に区分され、耕圃ごとに作物を循環させた。このうち2つの耕圃(AとB)は小麦や大麦の単作地で、2つの耕圃に隔年で麦が作られた。耕圃Aで麦が作られる年には耕圃Bは休閑地となる。また3つの耕圃(C, D, E)は小麦と、砂糖ダイコンや綿花などの夏作の輪作地である。耕圃Cで夏作が栽培される年には、耕圃Dは小麦、耕圃Eは休閑となり、3年に一度休閑が組み入れられた。

夏作に割り当てられる農地の規模は灌漑水量に規定された。夏季が乾季に当たるイランの乾燥地では、灌漑用水の供給量は夏季に減少する。一方、乾燥高温下で栽培される夏作は単位面積当りの必要水量が多く灌漑の集約度が高い。このため、冬作の麦と比べて栽培面積が限定され、夏作—小麦—休閑の輪作地は2年1作の麦作地と比べてかなり狭く限られた。いずれの耕地も麦が

図 6 農場の耕地概念図



刈り取られた跡地は農民の家畜の放牧場として利用された。

この農場はガルエに住む農民によって耕作された。農業の機械化が進む以前には、農耕に雄牛が使役された。農地を耕し整地する作業は2頭の雄牛をくびきでつなぎ、これに犁などの農具を結んで行った。雄牛はまた小麦の脱穀作業などにも使役され、伝統的な耕作方式においては不可欠な役畜であった。しかし、地主経営者は都市に居住したため農耕に必要な雄牛は農民に保有させた。農民は雄牛をもつことを条件に農場に雇用され、農民が雄牛をもたない時や失った時には地主が購入資金を前貸した。農民と雄牛を組に農場の労働単位とし、これをガーウ (gav 牛を意味する) と呼んだ。この労働の単位で耕作することができる農地の規模もまたガーウといった。ガーウは労働の最小の単位だが、犁耕などの作業は2ガーウがペアで行った。犁は2頭の雄牛で牽引されたのである。この一対の雄牛はジョフト、この一対の雄牛が犁を牽引して耕作できる農地の規模もジョフト (joff) と呼ばれた。ここから、たとえば「30 ジョフトの村」というように、農場の規模を2人の農民、2頭の雄牛からなるジョフトの数で表すこともあった。

しかし、耕作の単位として、より重要であったのはボネ (buneh) である。ボネは共同で耕作する4人ないし8人、また地方によってはこれよりも多い数からなる耕作組である。農場での作業は、このボネを組にメンバーが協業、分業で耕作をおこなった。ボレノウ村やヘイラーバード村ではボネは4人、近隣の村では6人で編成されていた。ボネが耕作の単位となったのは、農作業 (とくに灌漑の諸作業) の共同の必要性和関係がある。河川灌漑のボレノウ村の場合、水路から分水された灌漑用水は灌漑溝を通して耕地に導かれたが、漏れ水を抑え耕地に均等に水を送るのに2交代で計4人の共同が必要とされた。

畜力井戸を灌漑に利用したマクスーダバード村ではボネは6人で編成された。畜力井戸は3つありそれぞれ滑車に60キロの水が入る皮袋がロープで結ばれ、牛や馬の力で引き揚げ灌漑を行った。作業には3人ずつが2グループ6時間交代で当たったが、この灌漑作業を共同で行う農民の数がボネのメンバー数であった。

このボネが耕作の単位となっていたことで、耕圃もボネごとに区分された。図6にみるように圃場は通常いくつかの耕区に分割されており、作物の播種に先立って各耕区はボネの耕地に区分された。ボネの耕地は各耕区に分散し散在耕地の形をなした。毎年、耕作に先立ちボネの長が集まり、各耕区を測量してボネの数に相当する均等な耕地に分ける。そしてボネ長の間にくじ引きでボネの共同耕作地が決った。

収穫が済むとこの耕圃は農民の共同放牧場として開放された。この時点でボネの耕地は消滅し、新たに耕作が始まる耕圃で再び測量と抽選が行われた。つまりボネの耕地は決して固定しなかったものであり、農民が特定の土地に対して権利が生じないような仕組みになっていた。耕地割替は村落に帰属する農民間の平等原則にもとづく慣行であるから、農場ではこの制度を引き継ぐ必要性はとくにない。しかしバディは、毎年測量し直されボネの耕地が移動したことにはまた別の理由があるとした。ボネの耕地が固定すると農民が特定の土地との結びつきを強め土地への権

利を生じ易い。割替はこれを避ける手段であり、村落が共同体としての性格を失い農民が雇農化するにしたがって割替はより頻繁化した、と述べている⁴⁹。

以上のような農場の経営方式は、耕地制度という面からみると前近代のヨーロッパにおける開放耕地制とよく似ている。いずれも作付け循環が耕圃循環の形をとり、農民の利用地が各耕区に分散した散在耕地制をとった。また収穫後の休閑圃は共同放牧場として開放された。ただ、ヨーロッパの開放耕地制とはボネ制があることで相違したが、これはイランでは複数の労働力からなる家族ではなく農民個人が労働の単位として数えられていたことと関係がある。もっとも、こうした制度も20世紀においては村落の農民による自立的な制度ではなかった。農業技術に革新がなく農法の新たな展開がみられなかったことで、地主経営の農場に踏襲されたのである。商業的農業の展開と土地所有権の法的保証を契機に発展した地主経営に、村落共同体でとられていた制度が、共同体的性格を剥ぎ取られる形で踏襲されたのである。

農業技術の面で発展がなく、伝統的な制度を形の上で残したことで、農場は村落社会を基礎に経営が行われる必要があった。このため近代的な農場制への移行はイランでは進まず、農民は土地への権利を失い雇農化したものの、村落そのものが消えることはなかった。

3) 農場の経営と村落社会

地主は村落のコミュニティーと農民に依存する形で経営を行ったが、あくまで農民は土地をもたない雇農であった。岡崎正孝氏は、調査したテヘラン近郊のターレババード村では農民は「生産手段も提供していないのみか、作物選択の自由も、また労働そのものにも自主性がなく、完全な農業労働者といわねばならない」存在であったとのべている⁵⁰。これはマルヴダシト地方の場合も基本的には変わらない。農場で働くには雄牛をもつことが条件となり、資金がなく雄牛をもてない農民にはその購入資金を地主が前貸した。この資金はモサーエデ (musaidah) と呼ばれ、農民が地主の下で働くことが決まると、地主は資金を渡して雄牛を購入させた。

また、地主の農場では伝統的な耕作制度を踏襲したために村のコミュニティーを活用することが必要とされた。この点で農業労働者を集めて労働に従事させるプランテーションや近代的な農場とは異なった。地主は都市に居住しときどき村にやってくる不在地主であったから、管理コストを抑え安定した経営を行うには村落社会のコミュニティーと秩序を利用する必要がある。地主の指示のもと労働力を組織化し自主的に耕作を行う機能を村落の内部にもつことが重要なことであった。

では村落のコミュニティーがどのように活用されたのか。農場では管理者であり監督者としての差配の役割が重要とされ、地主は差配を通して農場を経営した。地主と農民の関係は1対1の関係ではなく、地主は農民社会のコミュニティーとの関係で経営を行ったため、差配は外部者よりも農民のコミュニティーを統率できる村落社会の構成者であることが求められ、通常は村社会の長であるキャドホダーが差配をも兼ねた。地主はキャドホダーに権限と責任をもたせること

で、農民を労働組織として編成し経営を円滑に行うことが可能であった。

キャドホダーは村のコミュニティーの構成員の中から選ばれ、村社会の代表として村の秩序を維持する責任者であり、村のコミュニティーの内側に位置していた。また、農民を組織し地主の指示にしたがって農民を組織し監督をおこなう差配という役職によって地主側に位置した。つまり、村落の代表であると同時に地主の差配でもあるというキャドホダーのもつ二重の性格が村落社会に依拠した地主経営を成り立たせたのである。

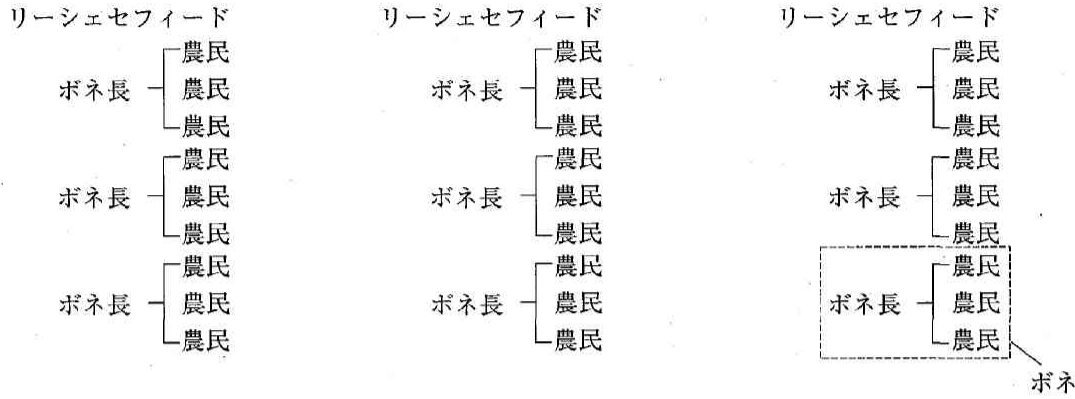
キャドホダーは村民によってではなく地主によって指名された。先にみたように、1935年に施行された「キャドホダーに関する法律」ではキャドホダーは地主によって指名され、これを地方の行政府が任命することを規定している。これは農村域の管理と治安の権限を地主に賦与し、実際の機能を村役であるキャドホダーに託すことで責任体制を明確にすることを意図したものであった。キャドホダーに村落と農場の管理者としての地位を与え、村における権限が強められた⁵¹。実際にキャドホダーは、村社会の構成員ではあったが村の住民一般と区別された村の管理者であり、差配としての役割を果たすために権威的な行動をとった。また地主と一体化した権力としてしばしば農民に対峙し、従順でないものにしばしば暴力を振るった。ポレノウ村では農地改革で地主が村から退去するとキャドホダーも農民から追われる形で住居を隣村に移したが、これには地主制の時代に強圧的に農民を管理して反感を買ったことが背景としてあった。

農民を統率し組織していくにはキャドホダーとしての正統性も必要となる。地主は農民を1対1の縦の関係ではなく、村落の社会を全体として管理する形をとった。このためキャドホダーには村落のコミュニティーを統率する能力が求められた。マルヴダシト地方には遊牧民をリクルートして労働力を確保した村が数多く存在するが、こうした村では管理に部族組織の統率系統が利用され、地主は部族社会のリーダーの家系からキャドホダーを指名した。たとえばポレノウ村のキャドホダーであったアリモハマド・ゴルバニーは、遊牧民部族ナファルの1氏族の長の系譜を引いていた。またヘイラーバード村には3つのガルエと農場があり、住民もそれぞれが血縁的な結びつきをもつ3つのグループにおおよそ分かれていたが、各ガルエのキャドホダーはいずれも氏族のリーダーの家系であった。村の管理と指令系統にこの社会的関係が利用されたのである。キャドホダーの正統性が重要であることは遊牧民の系譜をもたない村でも同じである。こうした村ではキャドホダー職が相続されることで、村のエリート家族として特権を与えて農民一般と区別された。

キャドホダー職に対しては地主から手当が支払われた。また慣行として農民が生産した小麦の10分の1ないし20分の1を受け取る権利をもち、この他にも村によっては地主によって直営地を付与されるなどの特権があった。ポレノウ村の例でみると、収穫のうち20分の1を各農民から現物で受け取ったが、この他に農民5人分の耕作地面積に相当する土地に権利を与えられ、ここで4人のバルゼギヤル (barzigar 分益労働者) が働いていた。

図 7 地主経営の農場の組織

キャドホダー (村の長 兼 地主の差配)



モバーシュル (農民を監視し, 地主のために収穫の取分を徴収)

ダシトバーン (畑を見張り, 農民などからの盗難を防ぐ)

キャドホダーの下にはリーシュサフィールドの役職がおかれた。キャドホダーを補佐する役職で、古くは村の自治組織の役職であったが、これが機能を変えて地主経営の農場に踏襲された。地主制下のポレノウ村ではリーシュサフィールドは農耕の秩序を維持する役割をもっていた。農場で働く農民は3つのグループに分けられていたが、それぞれのグループの代表がリーシュサフィールドと呼ばれ、各グループの代表として耕作・水利灌漑に責任をもち、農作業の調整役として機能していた。

先に述べたボネも農場経営の組織として機能した。ボネ制度は、農作業の共同の必要性から地主によって編成された労働組織である。毎年、地主は農民の中からボネの数だけ人を選びこれをボネ長 (sar buneh) とした。次いで、地主に任じられたボネ長はナサクをもつ農民の中からボネのメンバーを選んだ。

ボネは農民の管理という点でもすぐれた制度であった。地主は自分に逆らわない人をボネ長に選ぶことができたし、地主は農民を1対1で指示し監督する必要がなかった。さらにボネに連帯責任を負わせることで管理し、村社会の地縁血縁の関係を利用し、これに依拠して経営コストを最小限に抑えながら経営を行うことができた。また耕地の割替によって地主は農民の土地との結びつきを弱めようとしたが、ボネを構成するメンバーも固定させなかった。つまり、ボネは農作業における共同の必要性から生まれたが、地主経営の農場では農民の自主的な組織ではなく地主によって上から編成された労働組織としての特徴をもっていた。

このように、地主は村落社会の組織を利用する形で農場を経営した。村のコミュニティーのメンバーであるキャドホダーに権限を賦与して農場を管理させ、リーシュサフィールドやボネ長を通して農民のグループを組織することで、地主は都市に居住しながら経営コストを抑えて農場を経

営することが可能であったのである。

注

- 1 ここで言うマルヴダシト地方は三方を山で囲まれたコル川下流域の谷平野を指す。行政区（デヘスタン）では、ラームジェルド、アバルジ、ベイザー、マルヴダシト、コルバルの5つのデヘスタンからなる地理的概念である。
- 2 イラン内務省統計センター『イラン農業統計1960』テヘラン、1965年、37ページ
- 3 Hooglund, E., *Land and Revolution in Iran, 1960-80*, University of Texas Press, 1982, p. 27
- 4 Khosravi, K., *Bozorg Maleki dar Iran as Dowerh Qajarieh ta-be Emruz*, Thran, 1961, (岡崎正孝「イラン地主の2つの型」滝川・斉藤編『アジアの土地制度と農村社会構造』アジア経済研究所, 1966年, 66ページ)
- 5 原隆一『イランの水と社会』古今書院, 1997年参照
- 6 加賀谷寛『イラン現代史』近藤出版社, 1975年
- 7 Ross, E. C., Memorandum on Cultivation of a Village in the Boolooks, 1879, in Issawi, C. ed., *The Economic History of Iran 1800-1914*, Chicago, 1971, p. 230
- 8 Sefinezjad, J., Talebabad : Nimuni-e Jami az Barisi-ye iyek deh, University of Tehran, 1966
岡崎正孝「テヘラン近郊ターレババード村における事例研究」『アジア経済』5-2, 1964年
テヘラン大学 Tahqiqat-e Eqtesadi, vol. 6 no. 15, 16
- 9 レンガで作った開口を一定時間に通過する水量。テヘランでは傾斜のない水路の中にレンガで開口を作り、この開口 (0.04m²) を3秒間に1m流れる水量を1サングという。(岡崎正孝『カナート イランの地下水路』論創社, 1988年, 13, 14ページ)
- 10 カナートはイランにおける伝統的な水利システム。母井戸と長い地下水路、それに建設と修理のための多くの堅坑で構成される。母井戸は山際の地下水があるところに掘られ、ここから地下水路が帯水層を貫いて水平に近いゆるい傾斜で掘られ、地表に出たところから灌漑耕地が開ける。地下水路の長さは5kmないし10km程度のものが多いが、長いものでは30kmを超える。
- 11 Lambton, A., *Landlord and Peasant in Persia*, Oxford, 1953, p. 437
- 12 Ross, E. C. op. cit., p. 230
- 13 Lambton, A., op. cit., 1953, pp. 331-2
- 14 大野盛雄『ペルシアの農村』東京大学出版会, 1971年, 64ページ
- 15 ポレノウ村の農地売買契約書 (サナッド)
- 16 岡崎正孝『カナート イランの地下水路』論創社, 1988年, 117ページ
- 17 Hooglund, E., Rural Socioeconomic Organization in Transition, in Keddie, N. ed. *Modern Iran*, New York, 1981, p. 22
- 18 Amid, M., *Agriculture, Poverty and Reform in Iran*, London, 1990, p. 35
- 19 English, P., *City and Village in Iran : Settlement and Economy in the Kirman Basin*, The Univ. of Wisconsin Press, 1966. p. 90
- 20 後藤晃, 前掲書 113-124 ページ
- 21 Keddie, N., Stratification, Social Control and Capitalism in Iranian Villages, in Antoun, R. and Harik, I. ed., *Rural Politics and Social Change in the Middle East*, London, 1972, p. 365
- 22 Lambton, A., Rural Development and Land Reform in Iran, in Issawi, C. ed., *The Economic History of Iran 1800-1914*, Chicago, 1971, p. 52
- 23 Lambton, A., *Qajar Persia*, London, 1987, pp. 140-163
- 24 Ross, E. C. op. cit., p. 230
- 25 Issawi, C. op. cit., p. 239
- 26 Lambton, 1953, p. 151

- 27 *ibid*, p. 153
- 28 後藤晃『中東の農業社会と国家』御茶の水書房, 2002年, 214-230 ページ参照
- 29 Keddie, N., *The Economic History of Iran*, *Iranian Studies*, p. 67
- 30 Hoseini-Fasai, Hai Mirza Hasan, *Farsname Naseri*, Tehran, Amir Kabir, 1367 (1988)
- 31 Fragner, R., *Social and Internal Economic Affairs*, in *The Cambridge History of Iran*, Vol. 6, London, 1980, pp. 56-58
- 32 Abrahamian, E., *Iran between Two Revolutions*, Princeton, 1982, p. 20
- 33 Morier, J. *A Journey through Persia, Armenia, and Asia Minors to Constantinople, between the Years 1810 and 1816*, London, 1818, p. 131
- 34 Safinejad, Javad. *Asnad-e Boneha* (Jelde Awal), Daneshkadeh Olum-e Ejtemai va Ta'von, 1356 (1977), p. 74
- 35 Abbott, W., *Report on the Agricultural Resources of Azerbaijan*, 1888, FO. 60-505
- 36 Abdullaev, Z., Issawi, C., *op. cit.*, p. 43
- 37 岡崎正孝「カージャール朝下におけるケシ栽培と1870-71年大飢饉」『西南アジア研究』vol. 31, 1989年, 50 ページ
- 38 *Report on the Administration of the Bushier Residency, for 1878-79*, Culcatta, in Issawi, C., ed., *Economic History of Iran 1800-1914*, Chicago, 1971, pp. 11-36
- 39 Ghanu-e Rajebe Ejare-ye Khalesejat-e Atrape Tehran va Khawar, (「テヘランおよびハワールのハーレセ地貸与に関する法」1901年) in *Loh-e Ghanun*, Markaz-e Pazhuhashay-e Majles, 1382 (国会研究センター 2003年)
- 40 Foesat-Shirazi, Mohammad Nasir, *Asare-Ajam* (イラン人の創造物), Tehran, Amir-Kabir, 1998, p. 378
- 41 この法律は3回, 1940年まで延長された。
- 42 レザーシャーの体制については, 後藤晃 前掲書 245-273 ページを参照
- 43 Bharier, J., *Economic Development in Iran 1900-1970*, Oxford, 1971, p. 59
- 44 *ibid*, p. 32
- 45 Abrahamian, E., *Iran between Two Revolutions*, Princeton, 1982, p. 149
- 46 Banani, *The Modernization of Iran 1921-41*, Stanford University Press, 1961, p. 114
- 47 Sandjabi Karim., *Essai sur leconomie rural et regime agraire de la Perse*, These (Momeni, Baqer. Masaleh Arzi va Jang Tabaghati dar Iran (イランにおける土地問題と階級闘争) Tehran, Entesharat Peyvand, 1358 (1979) より引用)
- 48 パハラビー大学国家開発・社会学部「ダリウシ・ダムの経済的・社会的影響」(ペルシア語) シーラーズ, 1976年, 43 ページ
- 49 バディ「現代イランの農業関係」『ユーラシア』季刊7, 新時代社, 1972年, 59, 60 ページ
- 50 岡崎正孝「イランの農村」93-4 ページ
- 51 Lambton, A., *op. cit.* 1953, p. 190